

## 議事日程第2号

平成23年3月10日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～5番）

### 出席議員（11名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原 勇	11番 谷口鈴男	

### 欠席議員（なし）

### 欠 員（1名）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀 智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村 悟	税務課長 日比野 優
住民環境課長 伊佐治徳保	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾要司	農林課長 安藤信治
上下水道課長 伊左次一郎	建設課長 吉田隆博
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 玉木幸治	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英明	議会事務局書記 加藤 暢彦
---------------	---------------

## 開議の宣告

### 議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、前回に引き続き、広報紙・議会だより関係等に使用するため、議会事務局職員による写真撮影を許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

## 会議録署名議員の指名

### 議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 早川文人君、5番 植松康祐君の2名を指名します。

---

## 一般質問

### 議長（鈴木元八君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、町長は一期4年間の自己総括の関係を、先日の議会の席で申し述べられました。そうした点につきまして、詳細にわたって議会の中で一般質問がある場合は、時間等の都合により議長が指摘をさせていただくこともあるかもわかりませんので、答弁者・質問者、その点よろしくお願いをいたします。御協力をお願いします。

それでは、一般質問に入ります。

3番 早川文人君。一問一答方式で出ておりますので、よろしくお願いをいたします。

### 3番（早川文人君）

おはようございます。

議長あてに提出をいたしました通告書によりまして、一般質問をさせていただきます。

最初に地区まちづくり協議会設置についてでございます。平成20年第4回定例会で、小さな役場づくりの表題で質問をいたしました。質問に対し町長からの答弁は「小さな役場づくりの

考え方は評価する。現公民館は社会教育法の関係から、この問題をクリアして前向きに検討する」でありました。この質問をしてから2年が経過。平成23年度の経営方針でも、この問題に前向きな方針が示されなかったことから、再度、表題を地区まちづくり協議会（仮称）に変更して質問をいたします。

この問題の参考としましては、平成20年10月に議員の視察研修で山形県川西町での協働のまちづくり事業の研修であります。川西町の人口は、平成20年度で1万8,243人で本町とほぼ同程度の人口であります。

川西町の協働のまちづくり事業の概要は、平成18年度に地区7公民館の指定管理者制度をスタートさせ、平成19年度に地域づくり事業等をスタート。人的支援と財政支援を決定、平成20年度に地域支援調整会議で交流センター化の方針を検討、交流センター化検討委員会に町民代表、地区公民館町職員が参加をしております。平成21年度に地区交流センターの運営開始、指定管理者制度の開始をいたしました。町内の地区支援体制は委員長に副町長、副委員長に教育長とまちづくり課長、委員に各課長、事務局長。交流センターの内容は施設の性質としまして、社会教育施設からコミュニティー施設へ、設置主体が教育委員会から町長部局へ、設置根拠が公民館条例から交流センター条例へ、職員体制が公民館長からセンター長へ、事務局長・事務局員を配置をしております。

事業の概要としまして、社会教育、生涯学習、省庁の特任事務、地域づくり事業、施設管理業務であります。

川西町では現在の御嵩町同様、公民館と役場出張所が同居しておりましたが、7年前に出張所を廃止、本庁に一本化をしております。

冒頭に述べました、小さな役場づくりの答弁による現公民館は、社会教育法の関係については、川西町の例によれば設置主体を教育委員から町長部局に、設置根拠を公民館条例から交流センター条例に変更することにより解決できると思われまます。川西町の例では、交流センターの人的支援で地区に地域担当職員を配置したことは大いに評価をいたします。

以前、御嵩町では行政改革の名のもとに、公民館に常駐をしていた役場職員をなくし、かわりに常勤主事を置く改革がなされました。実際は常勤主事はほととなり、臨時職員の配置となりました。このことが原因かどうか不明でありますけれども、伏見公民館の場合、臨時職員が1年ももたず次々に退職する状況であること。このことから、人的支援として、地区に地域担当職員を配置することは大いに賛成をいたします。ここで質問をいたします。

地区公民館を地区まちづくり協議会にして、現行の社会教育施設から住民による地区まちづくりを主体とした施設にすることを提案し、地域まちづくり協議会設立を前提に平成23年度に地区まちづくり協議会検討委員会を設け、協議することを提案いたします。町長の考え方をお

伺いたします。

**議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

おはようございます。

それでは、早川議員の質問にお答えをさせていただきます。

4年といいますか8年といいますか、早川議員は一般質問の事前通告制という意味合いをしっかりと把握されて、常にこうした形で守っていただいたことについては、心からのお礼を申し上げます。質問だけについての答弁をさせていただきます。

公民館の組織改革といいますのは、平成19年4月からスタートをしております。ちょうど私が町長になる約1ヵ月前ということになるわけではありますが、この町長選挙がございましたので暫定処置として19年4月1日より職員を住民協働課に配置しまして、切りかえのお手伝いをさせていただくと、そういう趣旨、そういう仕事として住民協働課に所属させておりました。私が町長となりまして、6月1日に人事異動を行い、一応現在の公民館の運営形態となっております。臨時職員についての評価が出たわけでありますけれども、少なくとも私が受けている報告では、臨時職員の雇用については、あくまで御本人の仕事の処理の問題と報告を受けております。

さて、この切りかえ端境期に当たるわけではありますが、私が町長になる前の話であります。18年度に協議がなされていたと解釈をしておりますが、当時の行政改革担当参事が常勤主事という言葉を使って御説明を申し上げたと。しかしながら、所管している教育担当参事は、その附則上、非常勤主事への移行と決めていたようでありますので、そこでそごが生じたという解釈をしております。これは、19年の9月5日早川議員の質問に対しての当時の参事の答弁どおりであります。私が町長になる前のことと言えるわけですが、行政の継続性の観点からいけば、移行での連携に問題があったことは認めざるを得ないと思っております。今後は、十分説明責任を果たし、理解を得、今後の公民館運営が前に向かうよう協議を重ねたいと思います。

次には、分けさせていただいておりますが、地区まちづくり協議会についての答弁をさせていただきます。

伏見公民館の建設は、公民館という形で建設され40年を経過しております。建設時には、当時の文部省からの補助金を受けております。基本的には50年という償却ということらしいので、まだ10年その期間が残っているということのようであります。川西町では、建設当時から目的を今のような形にする目的があって、補助制度の活用、いわゆる所管省庁も違う形での補助を受けているという話を伺っております。したがって、今の伏見公民館とはスタート時点

から若干違った財源計画で建設されたというふうに解釈はしておりますけれども、先ほど申し上げました10年まだ残っているといたしても、多分補助金の返還ということにはならないと思いますが、それにはあらゆる合意形成を図り、説得力ある組織にしなければ、認められるかどうかはクエスチョンマークをつけなければならないという状況かと思えます。

そこでですが、同時選挙となりましたけれども、私は12月定例会立候補を皆さんに御報告をさせていただいております立場ですので、この場に再び戻ってこれることができましたならば、伏見地区ふるさとづくり活動センターの皆さん、また現在、公民館の運営にかかわっていただいている公民館長を初めとした委員の方々と、しっかりとした方向性を模索する議論をする場を持ちたいということをお約束して答弁にさせていただきます。よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

3番 早川文人君。

**3番（早川文人君）**

2問目に移ります。次に、名鉄八百津線跡地整備についてお尋ねをいたします。

平成22年、第2回定例会で名鉄八百津線跡地整備を町事業で実施する旨発表され、9月の定例会で整備事業予算が上程されました。その後、地元の伏見地区の活性化に取り組む団体から要望を出しましたが、何ら回答もなく11月関係団体を集めた工事説明会が開催され、本年1月11日付報道機関あてに、町民と協働による遊歩道整備を開始しますとの通知がなされました。

2月末現在の事業の進捗は、国道21号線下から南へ約140メートルに、竹・木のチップ材を敷き詰めた遊歩道がほぼ完成したと思われまます。地元団体からの要望では、該当地が鉄道敷地であったことから、将来、観光目的の列車を走らせることを想定した遊歩道と鉄路が並行し、平たんな設計を要望いたしましたが、意見を聞くこともなく工事に着手されました。報道機関あての通知文書では、町民と協働による遊歩道整備とありますが、現在までの整備工事の中で、どこの町民と協働されたのか、伏見地区の活性化に取り組む地元団体が今まで一切かわりを持ってこなかったのであります。町民との協働については、以前の定例会一般質問での答弁では、事業の計画段階から地域住民と相談しながら進めることが大切と考える、でありました。

平成22年、第1回定例会一般質問で、鉄道のあるまちづくりについて質問をいたしました。質問内容は、名鉄八百津線の復活と鬼岩公園までの新線敷設により、観光客誘致による町の活性化を図るでありました。町長からの答弁は、名鉄八百津線の復活には厳しい判断をしている。今は名鉄広見線存続が最優先と考えている、でありました。

大正7年、地元の有力者らが発起人となった鉄道会社東濃鉄道が、多治見・広見間を開通させ、大正9年御嵩駅まで延長されました。その後、鉄道名は東美鉄道から名古屋鉄道を経て現

在に至っております。うわさでは、中央線も当初計画では御嵩を通る計画であったとか。御嵩町に鉄道が引け、90年、先人の偉業を我々現代を生きる者が無にしてはなりません。むしろ、廃止路線も復活させ、新路線を敷設することにより先人に顔向けができるものと思われまます。この事業達成には幾多の問題がありますが、近隣市町と連携し夢の実現に向けて計画されることを望んでおります。ここで質問をいたします。

1番、名鉄八百津線跡地整備は、以前から地元ボランティア団体と協働して事業を実施する計画でありましたが、今回の遊歩道整備は、テスト段階とはいえ、地元の意向・作業応援も得ず、町単独で実施された理由についてお尋ねをいたします。

地元住民が携わってこそ愛着が生まれ、末永く関心を持ち、地域内外の人に宣伝する気運になると思います。今回の遊歩道はチップ材の散乱を防ぐために盛り土をしてM字構造となったことにより、盛り土ののり面が急勾配となり、今後、草刈り等維持管理に支障が出るんではないかという懸念がいたします。この問題につきまして答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

山田総務部長。

**総務部長（山田儀雄君）**

私からは、名鉄八百津線跡地の遊歩道整備につきまして、第1点目の御質問であります遊歩道の整備を町単独でしたことにつきましてお答えしたいと思います。

昨年6月の「流しそうめんギネスに挑戦」ということで、結果として1月にギネス認定されました。そのときの竹をチップ化しまして、その再利用が目的でありました。廃線敷全線1.3キロほどございますけれども、全部を整備するものではなく今回テストケースとしまして140メートル部分を整備をしたものでございます。

住民との協働による遊歩道の整備につきましては、昨年11月中旬に開催しました地域の団体の方との工事説明会において、協力をお願いをしてきた経過がございます。ことしの1月の中旬から実際工事に入りましたけれども、ボランティア団体で主になっていただきましたのは、水土里隊の方々でございます。それと、粉碎処理車を提供いただきましたカヤバ工業の職員の方がかなり応援していただきました。それと、町の方で雇用をしております緊急雇用の職員、町の職員もでございますが、竹と間伐材のチップ化とその敷設を行ってまいりました。初めての作業でありまして、作業量がはっきりしない部分も当初ございました。ただ、やってみましたら思いのほか効率よく作業が進みまして、地元のボランティア団体の方の協力要請ということもなく、今回の整備ができたわけでありまして、ただ、今回140メートルの整備でございましたけれども、今後の全線の整備を考えますと、地域住民の方々と協働した中での整備が必要であるかと考えております。以上でございます。

[ 3 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3 番（早川文人君）

引き続き質問をいたします。次の 2 番、3 番につきましては一括して答弁をお願いいたします。

2 番、今回の遊歩道整備テスト区間の完成日についてお尋ねをいたします。これは伏見宿のガイドマップ完成をいたしましたので、伏見地区の史跡ウォーキングを開催したいと思っておりますので計画をお聞きいたします。

3 番、この遊歩道整備の今後の計画についてお伺いをいたします。平成23年度の予算計上はどうなっておるのかということと、前のお聞きをしました内容としましては3年間で全線を整備するとうふうに聞いておりますが、こちら辺のところにつきましてお尋ねをいたします。

議長（鈴木元八君）

二つ出ておりますので、まず最初の。

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

初めは今回の遊歩道の完成日でございますけれども、既に歩道部分は完成をしております、現在車どめがコンポストでありまして、間伐材での車どめをしたいということで、現在水土里隊の方へ依頼しているところであります。遊歩道の使用につきましては何ら支障がないと考えております、3月1日の広報「御嵩」によりまして遊歩道の完成を掲載しております。それと、健康づくりなどでの活用を掲載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後の遊歩道の整備計画でございますけれども、昨年6月の定例会の一般質問おきまして、町長から伏見児童館あたりに筋トレセンターを併設し、そこを拠点としまして全線1.3キロほどになりますけれども、これの歩道整備をしまして、健康の維持と一部通学路にも使っていきたいということを答弁されております。平成23年度の当初予算につきましては、この整備費につきましては計上しておりません。

実は昨年7月15日の豪雨災害がありましたけれども、このときの倒木と流木等を一時的に南山グランドの方に集約しておりました。これを2月末日までにチップ化の処理をいたしました。その量が100立方メートル以上かなりの量がございまして、ことし整備しました140メートルやったわけなんです、これに使用しましたチップにつきましては80立方メートルということで、換算しますと200メートル以上が新たに整備できる量のチップがあるということでございます。今回整備しました区間の遊歩道のチップが農業などへの影響を与えるかという検証をした中で、

ことしの農作業が一段落した秋以降になるかと思えますけれども、早川議員の方から要望がありました北側の方に遊歩道を整備していきたいと考えております。当然これにつきましては、整備費に係る軌道のならしなどの費用もかかってまいりますので、9月の定例会での補正が必要かと思っておりますし、北側につきましてはかなり竹だとか草等も生えておりまして、先ほど申しあげましたように、地域の団体の方々と協働した中で、北側に200メートルぐらいを整備できたらと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

**議長（鈴木元八君）**

早川文人君。

**3番（早川文人君）**

続きまして、関連でございます。最後でございますが、4番目に八百津線復活と新線敷設計画についてお尋ねをいたします。

名鉄広見線存続問題は、自治体が3年間赤字補てんをする約束の2年目を迎える平成23年度は、一応の見通しをしなければなりません。最悪の場合を想定して、あらゆる方法を考えて鉄路を残すことに全力を注ぐことが大切であると思えます。八百津線復活と表現をいたしましたが、私の思いからいたしますと、兼山から明智までということでございますから、広見線も含めて可児・御嵩線とも呼ぶべきかと思えます。3月5日の中日新聞の特集に「廃線復活へ出発、広島県JR可部線の一部復活の軌跡」の記事を目にいたしました。一たん過去に廃線となったところでも、場合によっては復活できることもある。鉄路の存続と廃線の復活は、住民の熱意に加え、自治体が積極的かどうか明暗が分かれるというふうに書かれておりましたので、参考のために申し上げます。

4番目につきまして、町長に御答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

それでは、早川議員の御質問にお答えいたします。

まず、総務部長の説明の補足としまして、ことしの予算は、当初予算は骨格とさせていただいておりますので、基本的に選挙後にどう肉づけするかは町長が誕生してからということになるかと思えます。私はその任に当たることができましたならば、当初の予定どおりいきたいというふうに考えております。今は試験的な使用がしてあるわけですので、何か問題が起きた場合には、撤去がすぐできる状態にしておきたいというのが私の考え方でありまして、それ以外に、日本には四季がありますので四つの季節を通り過ぎた形で確認をしたいと、それで安全性の確

認がとれば、今度は先ほど部長も言いましたように、7・15の際の木材等々のチップはございますけれども、まだそれでも総量からいけば足りませんので、ちょうど八百津線の沿線には竹やぶ等々多くあります。非常に乱れた状態だと思っておりますので、そういうところが地域の方々にお力を借りなければいけない部分になってくるのではないかなということを考えております。

八百津線についての質問にお答えをさせていただきます。この質問については早川議員のおっしゃったとおり、答弁させていただいた過去の思いのとおりであります。

私は、実はここのところ冗談半分ですが、私かもしくは私の次の町長が、ひょっとすると御嵩町の最後の町長になるかもしれないというようなことを公式の場ではなく言うことございます。その意味というのは、リニア新幹線が昨年で15年、もう1年をたちましたので14年後には開通すると。岐阜県内の駅の決定も年内にされるということになっております。とすると、この地域が劇的に変化するという可能性が大にあるという考え方をしております。

御嵩町の内部事情ではなく、いわゆる東濃西部とのかかわりという点、可児市も含めての話ではありますけれども、リニア新幹線の駅の位置を考えた場合、また位置が決定した場合、そうした関連というのは当然、御嵩町も全く影響がない状況でいけるというものではないというふうには考えております。そういう意味では、今の名鉄広見線をそのまま廃線にするようなネガティブな考え方のみならず、逆に例えば土岐の方へ延ばす、そういうことも考えていかなければいけないのが、今のリニアにある計画ではないのかなということは思っております。

このリニア新幹線については、決定はされてはおりますし、岐阜県内の駅には組み立て工場であるとか、配送する線路を幾つもつけてというようなリニアでも入り口が必要なんで、そうした場も考えられてセットになっていくということですので、雇用もかなりの部分が出てくるだろうということは言われておりますけれども、ぜひ御嵩町の思いのあるところに関係していけるとところに駅が決定されたらなということをお思っております。

このリニアの計画というのは、御嵩町にとってありとあらゆる可能性を秘めた千載一遇のチャンスととらえておりますので、ピンポイントでの名鉄広見線の存続をしっかりとしながら、次なるまちづくりを考えていきたいと。ただ、14年後ですので、少なくともここにいる者は一人もいないという状況になるかもしれませんけれども、それが我々の責任において絵はかいておく必要があるということをお現段階では思っておりますので、ぜひその点、夢ある議論をこれから皆さんとしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

3番 早川文人君。

### 3番（早川文人君）

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

### 議長（鈴木元八君）

これで、早川文人君の一般質問を終わります。御苦労さんでした。

続きまして、7番 岡本隆子さん。一問一答でお願いをいたします。

### 7番（岡本隆子君）

それでは、通告いたしました四つの問題について質問をさせていただきます。

一つ目、まずまちづくり担当参事の取り組みについてお伺いをいたします。

平成20年4月から、御嵩町のまちづくりの特命参事として任務につかれました堀参事にこの3年間の取り組みについてお伺いをいたします。御嵩に来られてすぐから大変にフットワークが軽く、町内で活動しておられる方々と積極的に会われて助言などをされており、町民からの期待も大きかったと記憶しております。

平成20年6月定例会の一般質問で堀参事が御嵩においてなされようとしていること、まちづくりの進め方、その抱負などをお聞きし、次のような御答弁をいただきました。まちづくりの基本としては、住民が主体で行政がサポートするのが基本であるという観点から、3点の仕組みをつくりながら行政としてサポートしていきたいと思っている。まず1点目は、ないものねだりから、あるもの捜しという考え方のまちづくりの進め方、御嵩には地域独自の資源がたくさんあるので、それを発掘、磨きながら生かしていくようなまちづくりの支援。2点目は、町外との交流を促進しながらまちづくりを進めていくこと。県からの情報提供、外部資金、外部の人々との交流を生かすことによって町づくりを強めたい。3番目は、それぞれのまちづくり活動を盛んにしながら町全体としてまとめ上げて、それを情報発信していくというようなまちづくり活動を進めていきたい。堀参事のお言葉の中で、特に印象深かったのは、「まちづくりでは、若者・ばか者・よそ者の3点がそろると、まちづくりが進むとよく言われますが、私のような外から来た者が、実は御嵩のすばらしいところをいかに伸ばすかという視点でサポートできるという者がよそ者だと思っている」ということをおっしゃられたことでした。3年前に来られたすぐに質問をさせていただきましたので、今回帰られるということで、最後にこれらの点について、3年間の取り組みの成果、今後の課題などについてお伺いをしたいと思います。

次に、大沢議員が昨年3月の定例会で一般質問をされました、駅前の太陽光発電の普及啓発事業について堀参事は、議題との連携、子供向けイベント、講座の開催、人材育成などさまざまなことに取り組みまれてこられました。特にその成果について御答弁をお願いしたいと思います。以上まちづくり参事にお伺いをいたします。よろしく御答弁をお願いします。

### 議長（鈴木元八君）

それでは、まちづくり堀参事。

#### まちづくり担当参事（堀 智考君）

それでは私からは、岡本議員のまちづくり参事としての3年間の取り組みについてお答えしたいと思います。

まず第1点が、あるもの搜しということですが、中山道や御嶽宿、みたけの森のサユリなど御嵩の貴重な地域資源を活用しながら、新たな活動団体の皆様やあるいは事業者の方々、高校生等も含めまして人的資源という形で発掘させていただきまして、より多くの方々とまちづくりにかかわっていただくように取り組んできたと思っております。

また、産廃問題や名鉄問題など、いわゆる地域課題も市域資源の一つというふうな考え方としてとらえさせていただきながら、負のイメージをプラスに変えるように考え、少しでも課題解決につなげるような取り組みに努めてきたつもりでございます。

第2点といたしましては、町外との交流についてでございますが、町外の大学、あるいは企業などとも連携しながら新たな企画につなげてきております。

また、拠点づくりや景観形成、各種イベントなどといったようなものについても外部資金を活用したり、あるいは県との連携事業などを加えながら取り組みを充実させてきました。

第3点といたしまして、町全体の情報発信の件でございますが、より多くの方々に御嵩を理解してもらい、来訪、あるいは交流していただくということをするために、従来の広報手段に加えまして、掲載されやすいように文面づくりを工夫いたしまして、頻繁にプレス発表をするということをしたり、岐阜や名古屋へのキャンペーン活動に出かけるといったような試みをするなど、積極的な情報発信に努めてきたつもりでございます。

これらの全体的な取り組みの成果といたしましては、町内の観光地やイベントなどへの入れ込み客が着実にふえてきているというふうに考えているということ以外にも、町外の方々やマスコミ関係者の方々からも、御嵩は非常に活気があると、あるいはおもしろいネタがたくさんあるというようなお話をいただいております。例えば先月から開催させていただきました御嶽宿のひな祭りにおいては、通り沿いの約20軒の方々が展示に協力していただけるというような形で、地元の方々が特にまちづくりへの協力姿勢というのが大きく変化してきているというふうに私としては感じております。

一方では、特産品の開発、あるいは新たな産業おこしといったような新たな取り組みもチャレンジしてまいりましたが、必ずしも成功に至らなかったということも多数ございまして、これらが今後の課題というふうに考えております。

しかし、まちづくり自体は、例えば馬籠宿が40年ほどかかったというふうに言われておりますが、非常に長期的な視点で取り組みをしていくということが重要でございますので、個々の

取り組みで一喜一憂するという形をするのではなくて、失敗した場合についても次に生かす教訓としてとらえていただき、常に挑戦する姿勢が大事であると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、より多くの方々が参加したり協力応援したりするという体制づくりが非常に重要でございますので、町民の皆様や議員の皆様におかれましても、今後の御嵩のまちづくりに御協力・御支援いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、太陽光発電の普及啓発事業についてお答えいたします。

一般町民向けといたしましては、夏休みのエコ講座として太陽光発電を学ぶエコ講習、あるいはその仕組みを学ぶエコツアーを企画したり、環境フェアにおきましてはソーラーカーづくりや風力発電づくりなどを開催するなど、これまで約120名の親子の方々にこうしたクリーンエネルギーを学習いただいてきております。また、岐阜大学とも連携しまして、太陽光発電分布マップを作成してございまして、今後は、町内の場所を指定すれば、年間発電量がすぐに把握できるような仕組みをホームページ上で公開していく予定をしております。

また、事業者向けといたしましては、商工会とも連携しまして、太陽光発電システムの施工技術の入門研修を開催しましたとともに、町外での具体的な施工技術研修に対する助成制度を実施し、町内での施工技術者を養成してきております。さらにこれらの方々につきましては、クリーンエネルギービジョンの策定委員会として委員になっていただくとともに、太陽光発電を活用した地域づくりの先進事例調査や今後の施策を検討いただいております。また、事業者の中には太陽光発電を利用した急速充電器や小型電気車両の研究開発を進めるなど、町民の皆さんの関心を高める研究開発を進める方もお見えになっております。

なお町内の方々向けになりますが、さんさん広場の太陽光発電施設を学習するために岐阜県の新エネルギー体験ツアーといたしまして、県内各地から4回にわたり延べ約160名の親子が来訪し、職員がその説明をさせていただいております。このように太陽光発電の普及啓発事業を推進してまいりましたが、クリーンエネルギーの普及には非常に時間がかかるということもありますので、これも長期的な視点で見ていただくとともに、次年度以降につきましてはクリーンエネルギービジョンに基づきまして、太陽光発電とクリーンエネルギーのさらなる普及啓発に努めていく予定でございます。

[7番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

次に、環境保全課についてお伺いをいたします。

御嵩町は、環境モデル都市に名乗りを上げるほど環境政策に力を入れようという気概があったように感じられてきました。しかし、残念なことに平成10年柳川町政のもとに誕生した環境課は、御嵩町に初めて誕生したわけですが、その環境課は11年続きましたが、組織・機構改革により平成21年に廃止されてしまいました。環境課は、環境基本条例、環境基本計画、そのほか犬のふんの防止条例など町の環境政策の中心的な役割を大きく果たしてくれました。もちろん環境課の業務は、住民環境課とまちづくり課、一部は企画課にゆだねられましたが、環境課がなくなるということは環境行政の看板をおろすことであり、商売だったらその看板をおろしたらその看板に書いてあったものは売れなくなってしまうわけですが、看板をおろして、幾ら環境政策に力を入れているといっても、なかなか理解は得られないのではないのかと感じております。そのような状況において、新たな産廃問題が起こるのもそう不思議ではないことかもしれません。

昨年11月2日に御嵩町に意見照会があった新たな産業廃棄物処理施設については、当初、どの課がその担当をするかが決まっていなかった。担当課が分散しているということは、そのことだけを考えてもコストがかかりますし、情報の共有という点でも効率が悪いのではないかと思います。また環境フェアにおいても、役場は、当初ほどの積極性がないのではないかと町民の間で言われております。この件について、総務部長の見解をお伺いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

山田総務部長。

**総務部長（山田儀雄君）**

それでは、私からは環境保全課をなくしたことによる影響につきましてお答えしたいと思います。

平成21年4月1日から組織機構改革によりまして、それまでの環境保全課の事務が、住民環境課での生活環境の保全とまちづくり課での環境政策と二つの課に分かれたことについての御質問であります。2年前の改正の折に、岡本議員と植松議員から一つの課で事務を担当した方がいいのではないかと、部をまたいだ中で連携してやっていけるんかと、こういった御質問がございました。そのときの町長の答弁では、今回の組織・機構改革は、横の連携をいかに図っていくかが今回の改革の目玉の一つになっているということで、総務部と民生部が、横の連携を図らないことは許されないということで当然にその連携は密になると、そうした柔軟な対応ができる組織にしたいと答弁されております。

今回の感染性廃棄物処理施設に関しましても、この問題が出た当初から、町長の方からそれ

ぞれの部と課が連携し、一丸となって対応していくことと、すべての課での問題点の洗い出しと情報の共有化について指示をされています。今まで行ってまいりました環境審議会や住民説明会の開催については、総務部と民生部が連携した中で対処しておりますし、建設部では担当します開発申請、確認申請や農業用水などへの影響について調査しておりますし、税務課では現在の建物の課税滞納調査等を調査しまして、こうした情報につきましては毎週開催しております町議の席におきまして、その情報の共有化を図って対応しておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2月に開催をいたしました環境フェアでありますけれども、これに対する職員の熱意でございますが、ことしで第13回目となりますけれども、去年はインフルエンザの影響もあまして中止となりましたし、ことしにつきましては健康まつりと同時開催ではなかったということが影響もあまして、来場者の方につきましては少なかつたということでもあります。これは、町内外を含めましてPR不足によるところが大きな要因であると思っております。このことにより、多くの町民の方にフェアを見ていただけなかつたことは、大いに反省して次につなげていきたいと考えております。ただ、参加された町民の中には、出展内容などについてはかなり充実したものであるということで、よかつたという意見もいただいております。

今後は、町民の多くの方が来場されまして、楽しんでいただけるような体験型のイベントも考慮し、ことしの目的でもありました実体験をもって、より若い世代から高齢者に至るまでの幅広い啓発を図り、実生活での実践を推進するを念頭において取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

山田部長に再質問をいたします。

横の連携を密にして取り組んでいくということで、元の環境課が幾つかに分かれても問題はないということですが、環境政策の中で住民を巻き込んで、いかに住民と協働でやるかということは、環境基本計画の推進の中でも重点エコプロジェクトというのがもともとありまして、そういった住民と行政とそれから事業者が協働してやっていこうということでやり始めたわけですが、住民をいかに巻き込むかということ、そして新しい環境アドバイザーとかマイスターとか、そういったことに関する若い世代の人たちを育てていくということに関して、やはり環境課が分散していて環境課がなくなるということは、なかなか住民との関係を今の状態では少し築きにくい状態ではないかなというふうに思っておりますし、その若い世代が育っていないと

いうことについては問題ではないかなというふうに思います。アドバイザー制度で、先ほども言われましたように、建設部などにおいては環境影響調査といいますか希少生物の調査とか開発のときにされるわけですが、そういったアドバイザー制度なんかも当初のときと違って、だんだん、一応はやるんですけども、やればいだろうというようなことになってきていないでしょうか。そういったことは山田部長はどのように感じておられますか。

**議長（鈴木元八君）**

山田総務部長。

**総務部長（山田儀雄君）**

今回の前沢地区での対応については、先ほど申し上げたとおりでありまして、横の連携がとれていないということは思っておりません。それぞれの課で分担した担当事務については上げてきておりますので、横の連携はとれていると思います。ただ、今御指摘ございましたアドバイザーだとか、若い世代が育っていないといった部分につきましては、今後の課題として連携をとった中で対応していきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

それでは、3番目の産業廃棄物の処理施設問題に移ります。

昨年の第4回定例会一般質問におきまして、感染性産業廃棄物を中間処理する産業廃棄物処理施設について町長に質問をいたしました。そのとき町長は「業者や関係者、これは当然複数ということになってきますが、公開質問状を出す予定であります。当然、岡本議員さんの質問された内容も含まれますが、私の知りたいことはまだまだほかにございますので、年が明けたらその作成に取りかかりたいと思っております」と御答弁され、さらに「上智大学の先生には、公開質問状ができたならばそれをチェックしていただくという約束も取りつけてまいりましたので、でき次第、先方にお送りし法的根拠も含めた上で、私の知りたいことを一つ一つ明白にしていきたいと思いますと思っております」と言われました。年が明けたらということでしたが、町長はこれまでにどのようなことをされましたでしょうか。

また、今定例会の施政方針の中でも、計画業者に対して公開質問状を提出しようと考えていると言っておられますが、町長の任期が迫る中、いつまでに公開質問状を作成されまして上智大学の先生にチェックをしていただいた上で、業者に質問状を出されるのでしょうか。また、いつまでに回答を求めるのですか。そして、町長は県に対していつ意見を出されるのですか。できるだけ端的な御答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

ただいまの岡本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、少し振れておきますが、私町長になりまして全国の市町村を見る機会に多く恵まれました。その中で本当に感じたことは、御嵩町は小和沢の産廃問題を一生懸命やっただけで、基本的な環境施策というのは全く進んでいないということが恥ずかしいくらいよくわかりました。環境という課や部を設けることで勝ち負けをして旗を振ることが私は環境運動ではないと思っています。実際にどのような施策を講じて環境問題に取り組むかということの方がむしろ大切であり、看板なんてものは私は必要ないと思っています。それぞれの意志というものがどのようにあるのか、そこを大切にしていって組織にしたいと。結果的には、今回の問題を持ち上がってはおりますが、これは計画者が勝手に計画することですので、それを最初から云々ということは申せませんが、少なくともその対応については、私はチームという表現を使っておりますが、非常にチームとして、チームワークのとれたいい対応ができていると評価しております。

議会というのは、行政組織上に組み込まれているわけではありません。職員がいても、それは上司でもなければ部下でもない、主従関係にあるわけでもございません。議員さんは一匹オオカミであります。

〔「議長」と7番議員の声あり〕

**議長（鈴木元八君）**

質問者、何ですか。

**7番（岡本隆子君）**

質問の内容にだけお答えください。

**議長（鈴木元八君）**

私が指示しますので、どうぞ続けてください。

**町長（渡辺公夫君）**

行政組織上、160名余りの正職員については、嘱託職員・日々職員も含めて日々雇用職員も含めれば200名を超えるわけですが、行政職員はすべて私の部下であります。組織の理解ができていないと私個人が何をしたかということになってしまいますけれども、行政職にある者がしている仕事というのは、町長の命を受けて町長に成りかわってしている仕事であります。私の仕事ということは言えます。これも全体で私は基本的にはチームという表現を使っております。

さてそこで、具体的に申し上げます。そのところを理解しておられないと議員さんが一人でやったことと、町長が一人でやっていることとは全然意味が違いますので理解していただきたい。

例えば、藤原先生をお招きしました。誰がやったのか。わかりやすく言えば、町長の私が決済をしてやったんです。そのほかに羅列して御説明申し上げます。相手のあることですので、具体的な部分はこちらがしました質問に対する回答等々については若干触れさせていただくわけにはいかない部分がありますので、まず、どなたに、どういう方にお会いし、また何を聞いたかというようなことについて御説明を申します。

まずは、地元医師会に現在及び今後の処理方法についての問題、この点についてお伺いをしました。計画者の文書にありました運搬業を営んでいる経営者にお会いしました。これは、現在の取引、また今後の取引の予定を確認しております。その後、有価物として助燃材として購入する可能性のある企業の方にお話を聞きました。この企業は、廃プラを助燃剤として現在使っておられますが、感染性廃棄物からできたりサイクル品を使う予定、可能性はあるのかということをお伺いしました。

2月22日には滋賀医科大学へ行ってまいりました。非燃焼型医療廃棄物処理機というものを開発されております。私のアンテナにひっかかったという部分というのは、450度から500度で加熱し、ほぼ瞬時に消滅させるという機械でありました。その温度の問題と基本的な処理についてお伺いをしたところであります。この処理機は、300床を超える病院、この規模の……。

**議長（鈴木元八君）**

町長、全協、議会の協議会の中で、いろいろ産廃についての説明は承っておりますので、質問者に対する公開質問状のあり方を町長はどのようにされるか、端的にお答えいただければそれでいいと思いますので。

**町長（渡辺公夫君）**

何をされてましたかという質問でしたよ。

**議長（鈴木元八君）**

ですから、いわゆる岡本議員の質問はその件でございますので、県へどうしたか、公開質問状をいつ出すのか、その点について町長の簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。理解は議員すべてがしておると思います。お願いいたします。

**町長（渡辺公夫君）**

そういう調査をいたしました。あと呉市にある業者が、説明をした既に使用している企業がございますので、そこへ行ってまいりました。これは担当者レベルで行ってきたわけでありませぬけれども、工費が少ないのかどうかわかりませぬけれども、とにかく臭い、手を洗ってもに

おいが落ちないと、新幹線の中でも服がにあっていたというような報告を受けております。

そこで、今後どうするかということですが、それを受ける形で私は町長の任期が4月26日まででございます。その1ヵ月前3月26日までに公開質問状を出す予定であります。

正直言いますと、請願のお答えが18日本議場で出されると伺っております。この請願のお答えを聞いた上で、しっかりとしたものにした上、公開質問状をお送りさせていただきます。3月26日と決めさせていただいたのは、もちろん私の任期4月26日までの1ヵ月間の時間を用意するということでもあります。

ぜひ皆さんに御理解を賜りたいと思っておりますのは、逆に私は4月27日から一町民の立場で1ヵ月半の時間を送ります。今、町長として使えない言葉でも、一町民としてなら使っていける部分がございますので、巷間伝わっているようなゲナゲナ話では済ませないというふうには覚悟している次第ではありますし、誤報をあんまり流していただくと、その時点ではっきりとわかるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

[7番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

町長に再質問をいたします。3月26日までに公開質問状を出される、そして回答はいつまでに求められるのでしょうか。

**議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

4月26日、私の任期いっぱいまでにいただきたいと申し添えると言ったはずですが。

[7番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

県に対して意見を出されると思いますが、その公開質問状の答えを聞いて県に答えを出されるということでしょうか。

**議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

今後の推移もございますけれども、いろんな話も聞いておりますと、本当に本申請まで本気

でやる気かどうかすらも疑わしいというような非常にずさんな計画であるということも見えてまいりましたので、公開質問状が返ってきたら同時にするのか、次の任期の始まる町長にお任せするのか、その時点で県の方に正式な申請がなされるかどうかすらわかっておりませんので、県はそんなに早く判断をされないでほしい、基本的にはまだまだ時間がかかると思っておりますので、その質問状に対する答えが返ってきた状態と書類の進みぐあいを見た状態で意見書はそう時間がかかるわけではありませんで、タイミングを見計らって作成した上で送りたいというふうに思っています。

〔7番議員挙手〕

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。

最後に、亜炭鉱害問題、亜炭廃鉱問題について副町長にお尋ねをいたします。

大規模な地震が起こったとき、想像を超える現象が起こり得ます。それに対してどのように安全を確保するのかということ、町民の方は知りたいと思っています。家屋の下に亜炭廃鉱があるかどうかは、各家に配布されたハザードマップを見れば大体わかるわけですが、廃鉱があった場合に、どのようなことが起こり得るのか、どのように対処したらいいのかということがわかりません。漫然とよその地域と同じような体制ではいけないのではないかと思います。御嵩町の場合は特殊な事情なので、それに対応した防災の備え、あるいは町としての体制が必要ではないでしょうか。この点について、副町長はどのようにお考えでしょうか。

また平成20年3月定例会一般質問におきまして、有事の際、地震が発生した場合、住民への周知と対処について山田部長が答弁をされておりますが、防災訓練をした際、さまざまな問題点、課題も出てきたので、今後それぞれの部・班で協議を重ねていただいてマニュアル化したと考えている。そのマニュアルとの整合性から防災計画の一部改正も同時に必要になってくると考えているとおっしゃっています。その後どのような協議がなされたのか、防災計画の一部改正については、今はどうなっているのかということについてお尋ねをいたします。これは、副町長がお答えいただければいいです。

それから、もう一つは比衣と顔戸地区の亜炭廃鉱陥没被害に遭われた方の対応とその後の手続などはどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

竹内副町長。

**副町長（竹内正康君）**

それでは、岡本議員の質問にお答えをいたします。大きく3点ほどあったかと思えます。

まず初めに、亜炭廃鉱に対応した防災の備え、あるいは町としての体制が必要ではないかということでございますけれども、地震が発生したとき亜炭廃鉱の影響はどのようなものか、想定が非常に難しいところであります。過去においての地震は、それほど大きな地震はなかったわけではあります、亜炭廃鉱による被害も当然なかったと記憶しております。

今、国の方で予測されております東海地震・東南海地震が発生した場合、当町では震度5弱から5強と言われています。早稲田大学の濱田教授グループの調査によりますと、廃鉱が比較的浅いところでは、それ以上の震度が出るのではないかと想定されております。陥没は地震時以外にも現実に発生しておりまして、いつ、どこで、どのくらいの規模かということは、残念ながら予測できないわけで、災害に対しては日常、常に対応できる体制が必要であります。そこで、町としてはいち早く対応できるよう農林課に鉱害担当の係を設置して、被害が発生した場合は対処できるような体制を整えておるところであります。

また、防災の備えとしては、議員も言われましたように、平成20年に各家庭に配布しました防災ハザードマップに地震による揺れやすさマップ、地震の地域危険度マップ、亜炭鉱ハザードマップが載せてありまして、これを参考にいただき、今、御嵩町の現状を皆さんが知ることで、有事の際にも一つの役立つものと思えますし、それにより一人ひとりが日ごろの備えをしていただくことが大切だと考えております。具体的に言いますと、家具の転倒防止策や家屋の耐震診断、そして耐震工事に対する補助制度もありますので、こういったものを利用され、まずは災害を最小限にするための備えをしていただきたいと思いますし、町民へのこうした啓蒙も図っていく必要があると考えます。

また亜炭鉱害対策につきましては、町長が施政方針で申し上げましたように、今後職員のプロジェクトチームを立ち上げ、さまざまな角度から鉱害対策についての戦略を考えていく予定ですので、御理解のほどお願いいたします。

次に、平成20年3月定例会での防災についての協議と計画の一部改正について、どのような協議をされたかというような御質問でございますけれども、これにつきましては平成20年度に職員の防災訓練を実施した折に、地域防災計画には記されていないさまざまな問題が浮上したために、各班においてその対策や手順について検討を重ねてまいりました。そして、職員組織の部とか班の細かな行動マニュアルを作成いたしました。職員が誰もがいつでもそれを確認できるよう、現在パソコンの職員共通ホルダーに載せて運用を図っておるところでございます。ただ、地域防災計画は一般対策編と地震対策編に分けて作成しておりまして、この改正については毎年度防災会議に諮り、改正を行っております。防災訓練によって出された問題点を直接防災計画の改正には今回反映されておられません。

21年4月の改正内容といたしましては、役場の機構改革に伴う組織改正とか県地域防災計画の修正による修正、それから大雨及び洪水警報・注意報の発令基準の変更、土砂災害警戒情報の発表に伴う対応などの変更、修正を行っております。

次に、比衣と顔戸地区の亜炭廃鉱陥没被害の対応とその後の手続はどうかという御質問でございますが、比衣と顔戸地区の亜炭廃鉱陥没被害に遭われた住民の皆様は、依然、仮住居において避難生活をしておられます。町では現在、特定鉱害復旧事業制度の手続に基づき復旧工事に早期に着手できるよう、調査設計業務を発注し作業を進めているところであります。調査設計業務について今回の被害は当町が過去に経験したことがない大規模な被害であるとともに、全国的に復旧事例のない被害であるため、復旧方法について関係機関との調整に時間を要しております。今後できるだけ早い時期に、調査設計業務を完了させ復旧工事に着手したいと考えています。

今後の流れといたしましては、現在、復旧方法の検討をしておるところでございますが、それが終わりますと実施設計書を作成し、家屋・土地所有者への説明会を行います。その後、特定鉱害の工事に対する申し出を県の方に行い、県からの承諾書を待って、その後復旧工事の発注・入札というような流れになっていきます。これをできれば4月までには実施したいと思っておりますが、現在まだ調査設計業務が若干おくれておりますので、今のところの予定では4月というふうに見込んでおりますが、若干の変動ができるかと思っております。以上で大きな3点についての答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

御答弁ありがとうございました。2、3再質問をしたいのですが、まず防災の備えといえますか、亜炭鉱がある場合に、大規模な地震が起こったときに非常に大規模であった場合に、普通の地震のとき以上に道路の寸断、それから火事が起こっても例えば消防車が近づけない、それから救急車が近づけない、夜だったら職員がなかなか集まることできないなどといったことが起こった場合に、消防車だとか救急車の急行の確保というのは必要なことではないかなと思うんですが、そういったことに対してもどういうふうな町として体制をとっていくのか、非常に被害が甚大だった場合に、その被害を、まずどうやってその状況をつかむかということなども大切なことかと思うのですが、昨年12月3日の朝日新聞の中でこれは非常に大きく扱われた記事であったんですが、その中で濱田教授が想定される東海地震が起こった場合、御嵩町での陥没は100カ所を超すなど廃鉱が原因の被害が多発するだろうというようなコメントをさ

れていますので、100ヵ所以上で仮に陥没などが大規模に起こったとすると、当然道路のそういったことが想定されると思いますので、そういったことについてもぜひ早急に対応といたしますか、町としての体制を考えていただけたらと思います。

そして質問というのは、比衣・顔戸の亜炭廃鉱の被害に遭われた方の件なんですが、復旧事例がないので時間を要しているということですが、その前に被害に遭われた佐々木さんの件ですね、その件も今一緒に手続を進められていらっしゃるのか、佐々木さんの件は少し前のことだったので、その被害が起こる前にできるだけ早く書類を出せということで、佐々木さんは判をつけて出されたと思いますが、その件と今回の大規模な方とは別々の取り扱いということになっているのか、今その点についてだけお尋ねをいたします。

**議長（鈴木元八君）**

竹内副町長。

**副町長（竹内正康君）**

比衣の佐々木さんにつきましても、今は同じ歩調で進めていこうというふうに考えておりますし行っておりますので、よろしく願いいたします。

[7番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

**議長（鈴木元八君）**

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

開会・再開の時間は35分といたしたいと思いますので、議員諸氏よろしく願いします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時36分 再開

**議長（鈴木元八君）**

それでは、時間が参りましたので、これより一般質問3人目に移ります。

続きまして、1番 伊崎公介君。

**1番（伊崎公介君）**

それでは、お許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回は、産業振興、社会保障、それから教育の3点で、要約をかいつまんで端的に質問したいと思いますので、答弁の方も簡潔によろしくお願いいたします。

まず、最近5年間の企業誘致と起業の件数、それから町内雇用の実態と将来ということで質問させていただきます。

御嵩町には工場誘致条例というのがありまして、それに基づいて、平成19年度に頑張る地方応援プログラムとして固定資産税相当額を工場設置奨励金に、また地元雇用のために1人当たり10万円を雇用促進奨励金として500万円を限度として助成するという工業団地企業誘致のプロジェクトが組まれて、来年度が最終年度になっているということです。こういうプロジェクト、非常に御嵩町の財政にとって理にかなったものであり、これによって地元産業が隆盛するという事は非常に喜ばしいことでもあります。

このプロジェクトによってどのような成果があり、その成果が御嵩町の財政にどのような効果をもたらすかということが重要であると思いますが、そこで、このプロジェクト開始の前年の18年度から今年度までの成果をお聞かせいただきたいと思うわけです。それは、企業誘致の実態、それから雇用促進奨励金、それぞれで出していきたいと思います。

それともう一つ、平成20年4月9日だったと思いますが、日本経済新聞に、美佐野地区12ヘクタールを造成して、この町有地に研究施設などの誘致をねらうという新聞報道がありました。それからもう一つ、グリーンテクノ内のグラウンドを売却して工場を建設するともお聞きしましたが、この2件もプロジェクトの一環として行われたと思われませんが、その後の推移というものをお聞かせ願いたいと思います。

まず1件目、よろしくお願いします。

#### 議長（鈴木元八君）

それでは答弁者、山田総務部長。

#### 総務部長（山田儀雄君）

それでは私からは、ただいま御質問にありました産業振興についてということで、初めに平成18年度から22年度までの5年間につきまして、工場誘致と起業された産業についてお答えをしたいと思います。

現在、グリーンテクノみたけと平芝工業団地合わせて27社が操業されておりまして、東海環状自動車道可児御嵩インターから近いということもありまして、豊田市から30分の距離であるということもありまして、トヨタ自動車関連の企業が中心となっております。

御質問のありました5年間でございますけれども、5年間で5社が創業しまして、234人の雇用がなされました。町内からの雇用につきましては、そのうち90の方が雇用されております。

それと、商業施設でありますけれども、平成20年度に伏見地区に株式会社アピタ御嵩店が進出されました。これによって250名の方が雇用されまして、そのうち町内の方が36人雇用され

ております。

昨年の9月1日現在でございますけれども、グリーンテクノみたけと平芝の工業団地合わせまして2,600人の雇用がなされている状況であります。今後、工業団地へのアクセスなどの立地条件のよさを積極的にPRしまして、団地内の未活用地の企業誘致を行っていきたいと考えております。

次に、今後の企業誘致と産業育成の方針でございますけれども、現在、第4次総合計画の後期基本計画を策定の途中であります。施策の体系では、工業団地への立地促進、新規雇用の開発、企業の連携強化として、具体的には景気の動向を見据えながら、工業団地内におけます未操業企業に対して、工場の建設やグリーンテクノみたけの未活用地を促進し、雇用の拡大に努めたいとするものであります。

現状では、商工会などと連携しまして、既存企業のPRと雇用の拡大を促すために、一昨年からは御嵩町産業祭を開催して企業のPRが行われています。また、平成14年4月からグリーンテクノみたけと平芝工業団地の企業による連絡協議会を発足させ、企業間の連携を密にしまして、地域の環境と活性化を図るための行動を行政と一体となって行ってきております。さらに工業団地連絡協議会と商工会が共催しまして、地元企業と工業団地への進出企業の情報交換の場としまして御嵩産業交流会を開催しまして、地域産業の活性化を図っているところであります。

先ほど質問にありました美佐野地区の開発の件と、グリーンテクノ内のグラウンドの用地の件につきましては、町長の方からその思いを答弁されますので、私の答弁は以上とさせていただきます。

#### **議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

#### **町長（渡辺公夫君）**

それでは、3カ所についての答弁をさせていただきます。

まず、美佐野地区の12ヘクタールの町有地についてであります。これは経緯からいきますと、ゴルフ場開発の会社が倒産をしたということから税の滞納があったと、ほぼその面積と税の滞納分で納税していただいたお金で買い取るということから御嵩町の町有地となったという経緯がございます。

基本的には、グリーンテクノは非常に景気の動向がよくなり、交通アクセスも非常によくなりましたので、心配しておったわけですが、最終的には完売できたという非常にラッキーな面もあったわけですが、美佐野については、そうそう運に任せるわけにはいかないだろうというふうには思っております。

そういう意味では、美佐野の町有地プラス美佐野地区の山もございませうけれど、これは一団の土地ということになっておりますので、そのあたりの付加価値はあると思っておりますが、今後開発をすればしたら、オーダーメイド、つまり契約をきちっとした上で、行政の方が整備をしてお渡しするというような形が最も望ましいであろうと。ただ、企業の関係者から言わせれば、やはり平地になっていて、目で見て買うか買わないかを決めるというのが一番現実的だという話もございませうので、今、県にも問い合わせたり、民間企業にも、ありますよという紹介をしているところであります。

次に、グリーンテクノ内のグラウンド用地であります。

これは、グリーンテクノ内の企業から、いわゆる売却の要望があつて、それに対応したということではあります。その間に残念ながらリーマンショックが起き、景気が急降下してしまつたと。それによって、買っていただける企業も、とりあえず延期したいという申し入れがありました。ただ、その際にも、もし買い手がつくようであれば、もう一度声をかけていただきたいという返事がございました。

この地はグラウンドで利用しておりますけれども、少なくとも公園ということで、もう既に公園との入れかえは済んでおります。そういう意味では、御嵩町として、もっと早くその部分に気がつければ、リーマンショック以前に売却できたということもあるかもしれないと、非常に残念だったなあとと思います。

先ほどの美佐野の件について少し補足しますと、オーダーメイドでやると申し上げましたが、その工業団地として利用する際に必要と考えられるのは、南西へ抜けて行く道路が必要になってくるのではないのか。簡単に言えば、土岐のスマートインターチェンジにアクセスできるような道路をつくらないと、この地は生きてこないのかもしれないというふうに思っております。

非公式ではありますが、健康食品であるとか、宗教関係とかという可能性の情報はありますけれども、いずれも簡単に首が振れるところではないなという解釈をしておりますので、今後、グリーンテクノの企業と、また県とも話した上で誘致を積極的に進めたいと思います。

最後になりますが、一つ明るいニュースであります。工業団地内の、いわゆるゼロエミッションということで経営しておられる盟和産業が、このたび本社機能を御嵩町へ移していただけます。本社機能を移すと同時に、約70名の従業員を阿智村の方から連れてお見えになります。経営者の方の話をお聞きしますと、なるべくその70名は御嵩町に住んで生活できるようにという方向を見据えているという報告を受けております。民間企業ではありますけれども、少なくとも御嵩町にとって非常に今後プラスになる状況が考えられますので、積極的に誘致をしたいと思っておりますし、でき得限りの力は行政としてお貸ししたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。以上であります。

[1 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

それでは、ちょっと今のところで少し補足質問をしたいと思いますが、グリーンテクノ内のグラウンドについては売却申し込みのあった企業が延期とおっしゃいましたが、そうすると、これはいずれ近い将来に販売可能だというふうに考えられるんですが、もう一つ、美佐野地区の方の町有地12ヘクタールですね、これは平成20年4月9日付の日経新聞なんですけど、ここのところで町長は、周辺の環境と調和するような研究施設ができればというようなことを言われており、聞くところによると、トヨタの研究施設、これの打診があったか、あるいはそういうことでトヨタの関係者が来町されてお話されたかというようなことがなかったかなと、そういうふうなお話も聞いております。実際トヨタの研究施設なんですけど、多治見市の山吹テクノパークに土地購入申込書を出されたと。それで、ことしの4月に竣工されるということなんですけど、こういうものをひょっとして御嵩町は逃しちゃったんじゃないかなという危惧があるんですが、その辺のところは町長、どうなんでしょうか。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

トヨタ関連の企業には当然お話をし、また、会長にもお会いしたと、この土地についての説明を申し上げました。これは議会の方々とも、今後議論していかなければいけないわけですが、グリーンテクノについては、もともと町有林でありました。基本的には造成費だけで販売をしていったという経緯があります。そういう意味でいけば、私は1億円ほどで税と差しかえた状態で購入したという形をとっておりますけれど、この美佐野についても造成費程度で企業が進出してくれるのならそれでいいのかなというふうには思っております。ただ、多治見市に進出された件については、やはり中央線、また、交通アクセスといえば中央道、それから東海環状と、すべて交通アクセスの点について多治見市が理想的だったという結果のようであります。この件については、御嵩町では具体的には話はしておりませんでしたので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

[1 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

ちょっとこれは、私も非常に残念に思ったことですのでお話し申し上げたんですが、ここで、以前トヨタ関係の日野自動車の社長の近藤さんが来町されたとお聞きしたんですが、そのときにこういう用件でいらっしゃったのかなと思ひまして、これは話させていただきました。

それでは次に、御嵩町の社会保障の将来性ということについてお聞きしたいと思います。

今回、国民健康保険特別会計の補正予算で、保険税の方が4,000万円の減額、それから保険給付費が1億3,000万円の増額ということで、合わせて1億7,000万の歳入不足が発生したと。保険税収入は景気に左右されることが多いと思ひます。しかも、過年度分の計算になりますから、昨年の景気が悪ければ、ことしが左右されるということなんです、それでもう一つ、保険給付費というのは非常に予測が困難で、本年度の場合、インフルエンザが流行したからなのか、入院患者がふえたのか、そういったことが影響していると思ひますが、いずれにしても予測がつかないだけに、非常に将来に不安を残す結果となってしまったと思ひれます。

また先日、3月2日でしたか3日でしたか、新聞報道に、前期高齢者交付金に交付先資金が投入されるというようなこと、これは組合保険だとかいろんなところでも、もうこれ以上やっていけないと、こちらの方に投資はできないということでこういうことが検討され始めたと思ひますが、それにしても、いずれにしても財源という問題もあって、そう一筋縄に解決策が見つかっていかないと思ひれることなんです、そうすると市町村の方で当分は対処していかなくちゃいけないと。介護保険もほぼ同じような経緯をたどると思ひんですが、この二つの会計です、ね、社会保障として機能させていく大切なセーフティーネットでありますから、町全体の中で検討しなければならない問題ですが、この点、担当者としてどう対処されていくか、民生部長にお願いします。

#### 議長（鈴木元八君）

額額民生部長。

#### 民生部長（額額久美君）

それでは、伊崎議員の質問にお答えいたします。

質問は、社会保障についてであります。

初めに、介護保険の現状について説明をしたいと思います。

介護保険料につきましては、3年を1期として見直しを行っております。2000年度からの第1期は月額2,220円であったものが、2009年度からの第4基では4,331円となっております。また、介護給付費につきましては、2000年度が4億5,200万円であったものが、2010年度には10億9,200万円と増加をしております。今後ますます増加するとの予測は、議論を待たないところであります。

このようなことから、財源の確保も喫緊の課題ととらえており、これまで介護福祉事業につ

きしては広域化を要望してまいりましたが、今後は、財源である国25%、県・町12.5%の負担割合のうち、国費などの拡大の要望も必要と考えております。

次に、国民健康保険について説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、平成20年度に前期高齢者数の過少申告により、議会被保険者の皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけし、本年度ようやく一般会計からの借入金2億2,100万円の精算が終了しつつある中、新たに社会情勢の変化による保険税の減少と医療費の増加により、一般会計から1億円の借入れをお願いすることになりまして、事の重大さを痛感しておる次第でございます。

まず、日本の医療費の総額を見てもみますと、2010年度が38兆円で、75歳以上の人口は1,400万人で13兆円医療費がかかるわけでございます。それが2025年度には、何と52兆円で、75歳以上が2,100万人で24兆円の医療費が必要と推計をされております。つまり、人口の2割に当たる75歳以上で医療費の約半分が必要になってまいります。問題は、この膨大な金額をだれがどのように負担をしていくかということでもあります。

次に、国保の現状と課題について申し上げます。

議員御指摘のとおり、国保は構造上の問題もあり、県内で平成21年度数値であります、33市町村が単年度赤字となっており、厳しい状況下にあります。特に現状においては、町国保会計より後期高齢者支援金も毎年約2億円を支出しており、財政における負担が重くなってきております。

また、構造的な課題としましては、1. 年齢構成が高く、医療費水準が高い。2. 高齢者や無職者の割合が多く、所得水準が低い。3. 保険料負担が重い。4. 保険料収納率の低下。5. 保険者としての規模が小さく、医療費の急激な増加により、財政が不安定になりやすいなどあります。

次に、国保に対する一般会計繰出金につきましては、国保事業が地域住民の福祉を増進するものであって、一般の福祉行政と全く無縁のものでないため、市町村では必要に応じてその財源の一部を一般会計から繰出金として国保特別会計へ繰り入れることが認められております。

これまでの、町の繰出金に対する考え方につきましては、国保は建前としては保険であることから、保険というものに安易に税金を繰り出すことが果たしてよいことなのかどうか、こういった原則論もあることから、一般会計から国保への法定繰り出しにつきましては、保険料軽減や赤字補てんを目的とする支援は私の知る限りなかったと思っております。

平成22年度は、国保会計は赤字になったわけですが、これを解消するには保険税の値上げと一般会計繰出金等の選択肢ではありますが、保険税の値上げにつきましては、限度を超えた保険税が収納率の低下の一因になる懸念や、保険税が、可児加茂地区で美濃加茂市に次いで

高く、長引く不況や被保険者の高齢化、低所得化が進む中、値上げ環境は厳しいものがあり、慎重な対応が求められます。

しかし、国保は保険であります。出と入りの関係から、医療費がかさめば、保険税で賄うのが常道であると考えております。

お尋ねの、今後の国保運営につきましては、平成23年度の経済動向や、国の制度改正などを見きわめた上で中期的な保険税のあり方等を検討し、議会に御相談を申し上げたいと考えております。今後、担当者として、危機感を持ち、これまで以上に取り組む意を強くしておるところでございます。

具体的に申し上げます。

国保会計の今後につきましては、医療費の急激な増加に対応できる基金の確保が必要であります。基金は、基金条例で医療費の3ヵ月分に相当する約3億円としておりますが、現実的な目標値は、今年度の医療費増加見込み額に対応できる医療費の2ヵ月分に近い金額が望ましいと考えております。最近の基金最高額は、平成12年度の1億8,672万円で行ってまいりました。2としまして、財源確保のための滞納整理、収納率の向上でございます。3番目が、医療費削減のためのジェネリック薬品の普及・促進でございます。4点目が、特定検診を含めた医師にかかりにくい予防事業の推進ということで、健康づくりということになります。5としまして、平成22年12月24日に策定しました岐阜県市町村国民健康保険運営広域化財政安定化支援方針の有効活用を図るということであります。これは、国保事業で財政不足が生じると見込まれる市町村への無利子貸し付けにより、財政支援を行うというものでございます。6としまして、国民健康保険介護保険の根幹は国の制度であり、脆弱な会計の健全化を促進するため、国費などの公費拡大を要望してまいりたいと、このように考えております。

最後に、健康は人生におけるすべての活動の基本であります。我が国は、国民皆保険のもと、どこでも、だれでも適切な医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や、保健・医療水準を達成してきております。引き続きこれらを推進するためにも、社会保障と税の一体改革の議論を急ぎ、積極的な財政支援や持続可能な制度改革を期待したいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

**議長（鈴木元八君）**

伊崎公介君。

**1番（伊崎公介君）**

ありがとうございました。

今の話を聞いていて、一番現実的かなと思われたのが、大体基金2ヵ月分の医療費約2億円

というのが一番妥当な線かなと思ったわけですが、早急に、これはどの程度でやっていけるのか、この会計、国保の方ですね、どの程度でやっていけるのかという試算を出していただいて、月によって相当医療費というのは変わってくると思いますが、医療費の少なかったときに積んでいって、いざ医療費の多いときに2億円が活用できるような方法が現実的かと思いました。以上、よろしくをお願いします。

それでは3点目、教育について、御嵩町では30人未満学級が導入されたんですが、それについての効果と、今後どのような方針でいかれるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

小学校低学年に30人未満学級が導入されました。30人未満学級に何を求めて進めてこられたのか、これは県の方に許可をとらなきゃならない問題でしょうから、目的というものも記載されたかと思いますが、そういう意味で、県に提出されたものも含めて、真にどういうものを求められていたのかということをお聞きしたいと思います。

そうは言っても、これはまだまだ一年やっとなかなかたないかというところで、効果のほどというのはなかなかわかりにくいところがあるかもしれませんが、効果がどのように得られたかというところですね。30人未満学級というものが目的ではなく、30人未満学級で何を求めていくかということ。これは一年一年積み重ねていって、最終的なものを求めていくことだと思いますが、それについて、一年目ではどういうところが得られ、それについて今後どういう方針が探られていくかということをお聞かせいただけたらと思います。

それから、これはやはり私らが一番子供とつき合っていて思うことは、中学生の一、二年生ぐらいになって、小学校と勉強方法が違うということ、あるいは中学2年生になると少し目標を失いかかって難しい年代となりますが、こういったところで、少人数学級というものが導入されている例が多いと思いますが、こういうことを含めて、少人数学級ありきではなくて、まず御嵩町の教育方針を確立して、その上で少人数学級が必要なら、それをどのようにして導入していくかという方針をちょっと教えていただきたいなと思います。では、教育長をお願いします。

**議長（鈴木元八君）**

丹羽教育長。

**教育長（丹羽一仁君）**

それでは、お答えをします。

30人未満学級の導入の効果と今後というようなことが一番中心ではなかったかなあというふうに思っております。

小学校低学年は、学習姿勢や生活習慣の指導に困難な状況があります。いつも困難というわ

けではありませんけれども、困難な状況がよく出てまいります。

学級は、少人数にすることによって、一人ひとりの児童に目が行き届き、深く児童の様子や実態を把握することが可能となり、基礎的・基本的な学習姿勢や生活習慣などの指導を充実させることが期待できると、県の方へお出ししたのもこういうことを目的にして出しております。

議員御案内のように、30人未満学級は、省庁公約によって立てられた岐阜県最初の事業であります。現在、御嵩小学校の1年生は4クラスになっているわけですが、23人が二クラス、24人が二クラスということになっております。入学間もない5月に学校訪問をしましたが、第一印象は、落ちついているなあ、授業にそろって参加をしているなあでありました。ちょっと驚きとともに、そんなふう感じたということをも今も記憶しております。と申しますのは、この時期は、往々にしてわき見をしたり、隣の子と話をしたりして授業に集中できない姿を見ることがあるからです。また、授業の中でする発言の機会も、少人数なるがゆえに多くなるというようなことで、個人が自信を持っていくということにもつながっているなあと、そんなふう感じました。

2月に、御嵩小学校が、保護者に30人未満学級の評価アンケートを行いました。その中の一例としまして、幼稚園から小学校に進み、授業や環境が随分変わり、子供も不安だったと思いますが、それとともに親もすごく心配しておりましたが、30人未満のクラスということで、やはり先生の日も一人ひとりに行き届くことができたと思いますといった「よい」という回答が88.5%、「普通」という回答が15.5%、これがすべてであります。非常に好感をもって受けとめられているということがわかります。

また、御嵩小学校が、一緒に報告書の中に学力診断テストの結果にも触れておまして、国語・算数ともに全国平均を上回る結果であったというふうにも記されておりました。

小1プロブレムという言葉が言われている今日、私は、小学校入門期の一年生には極めて効果の大きい30人未満学級だというふうに判断をしています。ただし、それはことしの子供に限ってだというような考え方が出ないとも限らないということでありまして、ここ数年のデータをもとにしながら、成果の客観性というものを求めながら検証を進めていきたいというふうに思っております。

中学校につきましては、県の方で、35人学級というのを来年度から実施をするということを正式決定をしております。向陽中学校がそれに該当するというので、クラス数がふえるということもつけ加えて御報告を申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

## 1 番（伊崎公介君）

ありがとうございます。

これはやっぱりお金をかけてやっている事業ですから、本当にこういうことを効果があって、アンケートでも「よい」というのが85%を超えるような結果が出ているということなんですが、ぜひとも、これを機会に、御嵩町で教育を受けたいというように思っていたいただけるような宣伝効果でも使っていただけたらと思うわけです。

県の方で、来年度から中1が35人学級ということになると思うんですが、それで向陽中が4クラスになるということですね。そうすると、この35人というのは町費を使わないで県費で行うということができるといふふうに解釈していいわけですね。

それじゃあ、どうもありがとうございました。

## 議長（鈴木元八君）

どうも御苦労さんでした。

それでは、続きまして10番 梅原勇君。

## 10 番（梅原 勇君）

お時間をいただきましたので質問に入りたいと思いますが、ただ私ちょっと気づいたんですが、この休憩後、再開の時間が来たので前の時計を見ていましたら、3名の方が遅刻して来場された。本当に弛緩して緊張のない議会だなというふうに感じました。

では質問に入ります。

今春より本格的に導入されます新学習指導要領について、3項目の質問をいたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、総合的な学習の時間についての御質問をしたいと思いますが、総合的な学習の時間というのはこれは長い文言ですので、以下、総合学習と言わせていただきますので、よろしく願いいたします。

2010年度より、段階的に導入されました新学習指導要領では、算数、数学、理科、英語などの授業時間がふえ、小学校でも5・6年生で英語が必修化され、ゆとり教育の代名詞のように言われていました総合学習は小・中とも削減対象となり、週に一コマ減り、二コマになりました。また、今年度からは、小学校3・4年生も一コマ減り、二コマになるとお聞きしております。総合学習は、本来難しいことを易しく、易しいことを深く、深いことをおもしろくの授業であったように思います。導入以降は、学校の授業風景も少し変わるのではないかと、私は期待もしておりました。しかし、学力低下論の前では、無駄な授業と、旗色がどうも悪いようであります。

偏差値偏重や暴力などで学校が荒れた80年代、当時の中曽根政権が首相直属の臨時教育審議

会で、個性重視、変化への対応、生涯学習社会を打ち出しました。社会の急な変化に応じる思考力を重視する新学力観になり、いわゆるゆとり路線となりました。釈迦に説法といいますが、私がくどくど説明しなくても、教育長におかれましては現役の教員をなさっていたのですから、私より詳しく御存じのことと思いますが、いましばらくお聞きいただきたいと思います。

その産物たる総合学習は、算数や国語のような教科学習ではなく、成績もつけない、テーマも手法も自由、当時現場は本当に困惑したとお聞きしました。何でも自由ほど難しいものはありません。総合学習が始まりました当初は、別物の授業に変じたり、お茶濁しになった例も少なくないと言われていました。しかし、近年、総合学習の定番のようになっていました単なる調べ学習に終わらせない熱心な先生も全国的に多く見られるようになったと言われていました。ようやく総合学習の時間が定着してきたのかなあというふうに思っております。

以前、ある小学校では、半年間かけ、4年生の子供たちが米づくりをしました。校庭に小さな水田をつくり、田植えから取り入れまでを行ったわけであります。農法は農家の人たちに学び、米の流通の仕組みは農水省に尋ねる。寒い地方の米はなぜおいしいのか、新潟県に問い合わせたりしました。田んぼにはスズメも来ます。そのスズメを追っ払うかかしづくりは、図工の勉強としました。そして、刈り入れ間近になった最後に、台風に米をやられたそうであります。この授業は、気づくと、大自然から社会の仕組みまで学んでいるというふうに私は感じました。

こうしたすぐれた授業方法をつかんだだけでなく、もっと多くの先生方が試行錯誤しながら、総合学習の幹を太く育てることはできないでしょうか。

総合学習の時間数の削減についても、国語や社会、理科などつなげていけば、こうした取り組みは不可能ではないと思います。いや、それよりも逆により広がる可能性が出てくると思います。教科的知識一辺倒ではなく、総合学習を学校教育の真価に結びつける発想と、条件整備の意思を持たないものかと思っております。

教育長は、このあたりのことを、どのような見解をお持ちでしょうか。お聞かせください。

また、こま数の少なくなる総合学習の授業を、今後どのように進めていかれるのか、またどういうふうな御指導をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次は、新学期より大幅にボリュームがふえる教科書についての質問であります。

今春に本格実施される新しい学習指導要領が、脱ゆとりへ大きく踏み出したのに合わせた内容で、2004年の検定で合格しました現行、今まで使っておる教科書に比べ、ページ数は出版各社で平均、算数で33%、理科で37%、全教科合計でも25%増加したと新聞報道で見ました。

また、ゆとり教育全盛時の2001年、今から10年前の検定に合格した教科書に比べると、算数・理科は、ともに67%、国・社・算・理の4教科では50%、全教科では43%ふえたと、これ

も新聞報道にありました。

こうした内容を学校でこなし、子供たちに理解させられるものなのかが今後の大きな課題となってくると思われます。

文部科学省は、今回、必ずしも教科書すべてを取り上げなくてもよいという姿勢を明確にしたと聞いております。しかし、現場の先生方からは、教科書の内容はすべて大事だという意識で今までやってきた。要点だけを教えることを求められても、取捨選択する自信がない、中途半端になってしまわないだろうか心配する声も聞こえてきております。また、指導法の選択を教師に任せることを不安に思われる保護者も少なくないと聞いております。教科書をやっていけば安心という意識も親にはありました。また、現場からは、教科書をきちんとやらないと親から批判されるという声もあります。日本の先生方は、まじめな方が本当に多いと思われます。教科書は、内容をすべて教えるものと思われている方は少なくないと思いますし、今までそういう指導方法でやってこられたと思います。だが、ページ数は飛躍的にふえた新しい教科書を、これまでどおりに教えては、たちまち授業がパンクします。落ちこぼれる子供はたくさん出るかもしれません。これからはもっとボリュームがふえた教科書を柔軟に使う必要があるのかもしれません。すべての単元を、教科書どおりにぱっぱと進めてしまうと、内容を理解できないまま進級する子供が出る恐れも出てきます。基礎は大事にしつつ、子供の理解に合わせて取り上げる内容を吟味し、考える時間をたっぷりとることも重要になってくると思われます。

いずれにせよ、教える工夫を編み出すのは、教室で毎日子供と向き合う先生方自身であります。そのためには、先生方への応援も必要になってくると思います。何とか工夫をして、指導力を磨く時間の確保に努めることも不可欠なことだと思います。

分厚い教科書が導入されますこの春からは、本当の意味で教師の力量が、今まで以上に問われることになってくると思います。厚くなる教科書を、こなすのに精いっぱい教師が出ないよう、研修も必要だと思われませんが、教育委員会では、どのようなお考えで、どのような取り組みを今までしてこられましたか。また、今後どのような取り組みを計画されていますのか、お聞かせください。

今まで述べてきましたように、新学習指導要領の本格導入に伴いまして、今春より、小学校の学校現場が大きく変わります。総合学習のこま数の減少、教科書の内容・量ともに大幅に変わりますこと、従来のように教科書の内容を全部教えるのではなく、子供の理解に応じて教師が内容を選択できること、そのあたりのことは保護者に周知できているのでしょうか。学習内容の増加に見合う授業時間の確保を、夏休みの3日短縮、始業式、終業式の式以外の時間を授業に充てる、そのようなことも保護者には完全に周知できているのでしょうか。また、そのこ

とについて、学校が保護者に説明会などを開催されたことはあったのでしょうか。また、わかれば結構ですが、保護者の方々が新学習指導要領によるさまざまな変化、それにどのような反応を示しているのか、わかればお答え願いたいと思います。

以上が質問であります。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

丹羽教育長。

**教育長（丹羽一仁君）**

御質問いただきました3点につきまして、順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、総合的な学習の時間にかかわることですが、議員御指摘いただきましたように、総合的な学習の時間、私もこれから総合学習と言わせていただきますけれども、指導時間は、例えば小学校5年生を例にしますと、新学習指導要領への移行期間前、平成20年なんですけれども、20年度では年間110時間、それが新学習指導要領完全実施の平成23年度には70時間、実に40時間の減となります。もっと多いところもあるんですけれども、一つの基準の線として御理解いただければと思います。各小中学校は、今、移行期間中でありますので、今求められている指導時間に合わせて、指導時間を減らしてきております。一気に23年度に減らしてしまうということではなく、指導時間を減らしながら総合学習の指導に取り組んでいると、これが現状であります。

総合学習の目標は、五つの内容から成っていきまして、代表的なものだけ申し上げますと、1番目に、総合学習というのは、身の回りの中から課題を見つけて、解決していく資質や能力、いわゆる思考力・判断力・表現力というようなものがそれに当たるわけですが、それを育成すること。それから二つ目は、そういった学習活動を通して、学び方、どのように学んでいくと効果的学習ができるかという学び方を身につけさせること。それから三つ目ですけれども、主体的・創造的、しかも共同的にみんなと力を合わせる、あるいはいろんな方から情報を集めるというようなことも含めてですけれども、共同的に取り組む態度を育てることといったこととございます。

これに対して教科の方は、基礎的・基本的な知識・技能の定着。そして、これらを活用する、要するに活用能力というふうに言われているわけですが、活用能力を育成することが目標となっておるということで、そこに大きな違いがあるというふうに御理解いただけるのではないかなあというふうに思っております。

したがって、総合学習の指導時間の減少は、教科の指導時間、積み重ねをどんどんしていかなければならない教科の指導時間の減少のような影響は少ないというふうに判断していません。

また、さきに述べました総合学習の目標は、教科の指導の中でも培われなければならない内容であります。思考力・判断力・表現力というようなものは、理科の授業、算数の授業ではやらなくてもいいかという、むしろ非常に大事にしてやらなければならないものであるということでもあります。平成10年の学習指導要領の改訂で、総合学習が位置づけられたわけですが、それ以前は、教科等の指導の中で育成を図ってきたということでもあります。しかし、議員御指摘のように、生きる力の育成というのは、やっぱり体験的・探究的な学習というものによるところが大きいということで、それだけに総合学習の指導には時間が少なくなるだけに、特にですけれども、今後も創意ある計画的な指導が求められます。指導時間が減少するわけですから、今まで以上に、ねらいが本当にこれでいいのかというような分析、それから指導の方法、これは1時間の授業をどう展開するかということのみにかかわらず、どこへ出て行って、どなたの力をお借りするのかというようなことも含めて、指導の工夫が一層必要になってきます。また、心配されることは学年や校種、小学校と中学校がテーマ内容に重複があったりすると、これは大変無駄なことになってしまうということで、そういうことのないようにもしていかなければならないというふうに思っております。

各学校では、総合的な学習の時間全体計画というのを毎年立てているわけですが、平成22年度は移行期としての計画づくりが出されて、教育委員会の方にも届いております。完全実施に向けても、着実にそういうことで進んでいってもらえるだろうと、また、その全体計画の内容については、教育委員会の方でも見させていただく必要があるというふうに思っております。この全体計画の中には、校区の小中学校との連携ということも記述するようになっておりますので、系統的・発展的な指導ということも期待ができるというふうに私は判断しております。

それから、二つ目ですが、教科書のページ数の増加ということにかかわることでございますが、これについては、もう議員十分御承知のとおりなんですけれども、新しい教育課程に対応する教科書をつくるに当たって、平成20年12月25日が最後の会になったわけですが、教科書、教科用図書検定調査審議会という会があるわけですが、そこで、教科用図書の改善についてという報告がなされております。その中で、教科用図書、教科書改善に当たっての基本的な方向性というものが六つ示されているわけですが、それも一例だけ申し上げますと、知識、技能の習得、活用、探究に対応するために、教科書の質・量、質と量の両面での格段の充実と、格段にそこを充実しなさいという回答が出されております。ここでは改訂の基準として4項目にわたって求められているわけですが、例えば2項について概要を申し上げますと、一つ目、教科書の充実には、補充的な学習、それから発展的な学習に関する内容を盛り込みなさいということが書かれております。そして、実生活や実社会に関連しているような

学習の内容についても記述をしなさいというふうに書かれております。二つ目ですが、教科書に、これ議員がおっしゃったとおりです、教科書に記述されている内容はすべて教えるものであるという教科書観について、個々の児童・生徒の理解の程度に応じた指導の充実に資する教科書、児童・生徒の学ぶ意欲の向上に資する教科書、児童・生徒の自学・自習 —— これ家庭学習というようなふうにとらえていただく部分もあるかと思いますが —— に資する教科書という見方に転換されていくことが求められているわけであります。教科書のページ数の多くなった理由はこんなところにあります。これをさらに5年生の算数の教科書で具体的にお示しをしますと、5年生は移行期の前の平成20年度は年間150時間です。週4.3時間という半端な数なんですけれども、そういう指導時間になっていたわけなんですけれども、移行期の現在と、さらに新学習指導要領完全実施の23年度には、年間175時間、週5時間ということで、年間で20時間のプラス、すなわち13.3%の増というふうに、同一教科書で比較するとそういうふうになっているわけです。

さらに内容を比較しますと、平成20年度前、平成17年度には全ページが192ページであったものが、平成23年度には246ページということで54ページ、ページ数がふえるということで、本が厚くなるということになるわけなんですけれども、しかし前に述べました補充・発展、それから自学・自習といった観点から見たページ数は40ページから66ページにふえております。28ページふえたということでございます。これは時間増とあわせて考えたときに、年間175時間という時間の中で指導は可能だろうというふうに考えております。しかし、これは議員御指摘のとおりです。教科書の記述内容すべてを教えると時間が足りなくなる可能性というのは大きいわけでありまして、各学校で、その取り扱いに十分の研究が必要になってくるということでもあります。

小学校では、来年度から新しい教科書を使うことになるということでありまして、各学校に今、教科書を配付しまして、指導計画づくりを進めていただいております。教科書観が変わったこと、あるいは補充・発展、自学・自習というようなものが、そういった扱いがあるよというようなことにつきましては、そういった指導計画、教育課程といいますけど、指導計画ができ上がったとき、保護者に、こういうふうになりますということの周知、それから子供にも、低学年はちょっと無理かもしれませんが、子供にも理解を図っていく、そういったことができているかどうかということを教育委員会としては注視をしていきたいというふうに思っております。これは二つ目でございます。

それから、夏休みの短縮等の保護者への周知と保護者の反応という三つ目でございますけれども、新学習指導要領による指導時間の増加にどう対応したらいいかということで、これは地区の教育長会で、管理規則検討委員会というのを平成21年に設置しまして、その答申を求めて

きたわけでございます。結果は御存じのとおりですけれども、小・中ともに30時間ぐらい不足をしてくる、その時間の確保が必要であるというふうな結論に達しまして、15時間は始業式とか終業式で、そして残りの15時間については、何とか夏期休業日ということで、3日間短縮することによって確保をしようじゃないかという結論に達してきました。

それ以来ですけれども、関係機関の方に理解と協力を求めてまいりましたが、議員御指摘の保護者の皆様に対する理解につきましては、昨年の7月に可茂地区PTA連合会の交流会の席上で御説明を申し上げ、また10月に可児郡PTA連合会の協議委員会の席で御説明を申し上げました。特に反対等の意見はなかったわけでありまして、地区の交流会の席上で、学力の低下が心配だ、大いにやっていただきたいという言葉をお聞きしておりまして、御理解をいただいているというふうに判断をいたしております。

なお、新学習指導要領導入に係る意見等については、直接的に教育委員会の方に入っておりません。また何かがあればお聞きしていきたいなあというふうに思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

梅原勇君。

**10番（梅原 勇君）**

御答弁、ありがとうございました。

今の御答弁の中にありましたように、新しく導入されます教科書、本当に分厚くなったということですが、検定内容が、以前とは随分変わって、それなりに教科書に工夫を凝らされてまして、というようなことをお聞きしてしますので、思ったほど懸念はないのかなあとも思うわけではありますが、これは教育長もよく御存じだと思うんですけど、教科書を教えるのではなく、教科書で教えるということは昔からよく教育現場で使われていると思うのですが、教科書の記述に従って、そのとおりに教えるのではなく、教科書を活用しながら、教師が主体的に授業を進めるという趣旨だと思うんですが、それは本当に今春の小学校に登場してきます分厚い教科書にはまさしく必要なことだと思いますので、今後ともそういった理念のもとに町内の先生方を御指導していただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。これで質問を終わります。

**議長（鈴木元八君）**

ありがとうございました。

それではここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をしたいと思いますので、時間を間違えないようにこの会場にお集まりく

ださい。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

## 議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

続きまして一般質問、2番 安藤博通君。

## 2番（安藤博通君）

2番の安藤博通です。よろしくお願いいたします。

今までの4人の方の格調の高い質問から、昼にもなりましたんで、腹も膨れてきただろうし、少し現実的なお話が入るかというふうに思いますが、私の質問をさせていただきたいと思いません。

世界は大変な時代を迎えて、世の中、世界じゅうが騒々しくなっております。

日本も御多分に漏れず、政治は混乱をきわめ、予算関連法案の成立もままならない状況であります。このままいけば、予算執行上、上半期を待たずに資金ショートが心配されるという状況になっております。これは本当に大変なことであると思えます。

また、近くでは、やはり病のような地域政党ブームのようであります。もちろん明治維新のときも、若き者が声を上げ、旧弊を破るべく立ち上がり、高邁な理想とほとぼしるような行動力は、NHKの大河ドラマ龍馬伝を見れば明らかであります。

それに比べると、どうも今、世間を騒がしている地域政党の指導者は違うような気がいたします。ある人は、これをとらえて、たちの悪いデマゴグという言葉を使っています。これは、扇動的指導者という意味だそうなんです、こう呼ぶ人もあります。デマゴグという言葉がはやっておる。彼らはポピュリズム、大衆性、扇動政治のリーダーであって、その手法の特徴は、問題のすりかえ、敵対味方という二項対立の設定、敵への扇動的な攻撃、また議論の省略であると言われております。まさにここに政治の不思議があります。よく考えなければいけないと思われる。それでは、御嵩町にはそういう兆しがないのか。まあ、ある、あると、こういうふうに思われます。

先日、ほっとみただけでこんな記事を見ました。

この4年間で議会は後退したと。何が後退したのかよくわかりませんが、これを見て、哀れだなあという思いが頭に浮かぶとともに、こんな話を思い出しました。だれの本だか忘れてしまったが、徒然草じゃなかったかなあと思えますが、要約すると、こんな一節があったように思います。ある春の宵、ある人が、その気持ちのよさにつられて、鼓か謡か謡曲か忘れたんで

すが、名人とともに散歩に出たそうです。そうすると、ある家から鼓の音が聞こえてきました。これを聞いて名人が、そのある人に、あの音をとめてみましょうと、音に合わせて鼓をぼんぼんぼんぼんと打ち出しました。そうすると、しばらくすると、かなたから聞こえていた鼓の音がびたりとやんでしまったそうです。聞こえなくなったそうです。またしばらく歩いていくと、別な方角から鼓の音が聞こえてきた。これを聞いて、ある人が、名人に、「あの音もちょっととめてくださいよ」と言うと、名人が、「あれはだめだ、あれはとまりませんよ、おわかりにならなかったら聞いておってください」と、そう言いながら、音に合わせて鼓を打ち出したそうです。すつとやむと思っていた音が、かなたの方からいよいよ強く、ますます激しく打ち出したそうです。これを聞いて名人が、このとおりですと言うと、その人が名人に、なぜかと尋ねると、名人笑っていわく、上手と下手の違い、おのれを知る・知らないの違いですよとのたまったと。すなわち、おのれの分をわきまえるべしであったと、こういうことが頭の中に浮かんできたわけですが、余談はさておきまして、今回、選管が決め、行われようとしている、本題へ入りますと、町長、町会議員の統一選挙について考えてみたいと思います。

民主主義の学校と言われた御嵩町が、400万を引きかえに、何の議論もないに等しく、有権者1万5,000人の中で、たった自治会関係者58名、有権者と語る会の参加者37名、計95名の意見をもって、広く意見を聞いたと称して同一選挙を決定しました。何%か。0.6%であると。その中で3分の1は反対だったと。選挙民の大半が民主主義とは何ぞや、選挙の大切さとは何かという議論をする大事な機会を、かかる暴挙によって奪ってしまったと思われまます。

まさに民主主義の危機である。選挙費用だけが大切ならば、ことしは県会議員、町長、町会議員と3種類の選挙が予定されておる。町長は、辞任して最も近い4月10日に県会、町長選を実施すれば法的には何ら問題はない。名古屋の河村市長さんもそうされました。

そうは言っても、決まってしまったことをとやかく言っても、いつまでもこんな話をしておっても始まりませんので、せめてこうなれば名古屋市議選のように、町長、町議を問わず、多くの人に立候補してほしい。そして、議会、行政に対する関心を深めて、初めてこの同一選挙が成功だったと言えるんじゃないかと、本当にそうなったときには、行政、議会改革も一歩進むかもしれません。

さてそこで、この同一選挙を実施するに当たり、問題の空白期間が生まれるわけですが、その間の責任を負わされる、負われる副町長にお聞きをいたします。

大任を任せられ、大変御苦労さまであります。そこで、その覚悟のほどをお聞かせいただきたいと思います。

私は、副町長承認は議会案件でありますので、あなたが適任だとの判断基準は、従来は助役と言っていたように、行政のプロとして町長を補佐するために、行政手腕を比較論的に考えて

最も適任だと思い、人事案件に賛成したわけであります。すなわち、国でいえば事務次官と同じ、行政職のトップとして推薦したわけでありますが、この件について、あなたのお考え方をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いをいたします。

続いて、国保の問題についてお聞きをいたします。

この問題は、先ほど伊崎議員の質問にも出ておりましたので、回答の方は回答で結構でございますので、回答は求めませんので。ただ、私の懸念とと思っていることだけお伝えして質問にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

先日の議会で説明がありましたように、22年度は歳入に対して歳出超過が1億7,000万あった。それを一般会計からと国保基金からの手当てで賄うということであります。その原因は、当町の歳入見込みの見積もり誤りということで、県からの支出金の額については、理論上納得がいくということでした。そうすると、この問題はこれからも同じようなことが起きてくると考えられます。すなわち、国保の構造上の問題であって、それは当町だけでは解決できない問題もあるでしょうから、これを解決するには、ましてや1所管、1カ所の責任に帰すべきことではなく、また安易な一般会計からの持ち出しだけを考えるのじゃなくて、町全体の問題として考えなければいけないと思います。

今後の国保のあり方は喫緊の問題だと考えられますので、できるだけ数字等々を取り上げて、お困りのことを含めて、今後の国保運営についてお考えをお聞かせ願いたいという質問でございましたんですが、今、御嵩町の高齢化率が25%というふうに聞いておりますが、これは近々のうちに35%を超えてくるという状況になって、このあたりの数字が大変国保に負担をかけているということになるでしょうから、当然ながら抜本的な解決策を、先ほどもおっしゃっていた中でやられるというふうに思いますので、回答は要りませんが、よろしく善処のほどお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

次に、先般の臨時議会で問題になりました12月補正予算の残業代について、もう少しお聞きをしたいと思います。

この前の会議で要求いたしました部署別の残業状況を教えてくださいということで、資料が出ておりましたので、この件については、また後ほどお聞きをいたします。若干この問題とふくそうするかもしれませんが、これから原稿に書いたことだけちょっとお聞きしていきますので、先にそちらの方のお答えをお願いしたいと。

先回お渡しいただいた資料によりますと、残業補正が、12月は444万5,000円とあります。その内訳は、災害対策で258万円、対象者が23名、時間単価、1人当たりの平均単価が2,395円と、それとイベント関連で149万2,000円、対象者8人、単価2,509円、通常残業で337万3,000円、7人分、単価が2,364円というふうにあります。これを単純に1人当たりの労働時間に換算し

ますと、災害が46.8時間、イベントが74.3時間、通常残業が24.5時間となるわけです。これだけの残業を、通常の予算よりもオーバーしたということになるわけなんです。

あの短期間に総動員されて、大変職員の皆さんが苦勞された災害よりも、イベントに費やした時間外の方が多いのは何が原因でしょうか。もちろん、期間の問題もあるでしょう。一概に時間外のみを云々するのは問題かもしれませんが、これは補正であって、予算の中には残業代は何時間かが計算されているわけでありまして。それも1年分計算されておるわけなんです。すなわち、22年度の時間外予算は3,908万4,000円と、これだけが時間外予算として計上されておるわけでありまして、単純に組合員数149以下でしょうけど、149名で割れば、正職員ですね、1人当たりが26万2,300円が予算で見込まれておるわけです。実際は、対象者がもう少し少なくなりますので、1人当たりの金額はふえると思います。171%の残業代が増加になるわけだ。イベント以降を考えれば、予算の約倍の残業を職員に強いるわけです。

ちなみに23年度予算は、ことしは544万円と、去年の予算より増加した予算案が組まれておる。要するに、残業代として4,462万4,000円、1人当たり30万5,000円ということになります。これは、選挙関連等々があるかもしれませんが、この分でいきますと、1人2,500円と計算しますと、500時間ふえますと2,000時間の残業がふえると、こういう単純に、三つの選挙でそういうふうになるということになれば、そういう数字になってくるわけですが。それはさておき、これを期の途中で使い切って、補正を組む、しかも1人当たりの時間にすれば大変異常である。これは、やる、やらない、それは済んでしまったことを云々言っても、それはかかったものでしょうからあれですが、もちろん、それよりも労務管理上、非常に問題だというふうに思います。もちろん、代休、半代休制度を利用して対処しておるわけでありまして、一方、このことによって通常業務に穴があくほか、また、同じ部署の人間に、負荷を他に転ずる心配もあるわけでありまして。

これは勤勞意欲に多大な影響を及ぼすと思いますが、労務管理についてどのようにお考えになっておるか、一つ御回答をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

#### **議長（鈴木元八君）**

それでは、順次答弁をお願いいたします。

竹内副町長。

#### **副町長（竹内正康君）**

それでは、安藤議員の御質問にお答えをいたします。

町長不在期間、大任を任されることについてどう考えているかということですが、平成20年1月定例会におきまして、議会の同意をいただき、副町長に就任し、ちょうど3年がた

ちました。これまでの行政経験を生かしつつ、町政にどれだけ貢献できているか、常に自問自答しつつ、まだまだ努力しなければと思う毎日であります。

今回、町長選挙、町議会議員選挙が6月12日に同日選挙とすることを、町の選挙管理委員会が決定されました。一定期間、町長が不在になることについて、過去にはあまり例はなく、年度の初めということもあり、町民皆様が不安を持たれるのはいたし方のないことだと思います。全国的には、期間の長い・短いはあるものの、事例は多々ありますし、制度として町長不在の折には、次の職の者が代理することは当然のことと覚悟しているところであります。町長の不在となる4月27日から6月12日までの47日間、職務代理者として、職員とともに粛々と務めさせていただき所存であります。議員の皆様のお力添えもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

#### 議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして、山田総務部長。

#### 総務部長（山田儀雄君）

私からは、昨年12月の補正予算のうち、時間外勤務に係る資料説明から読み取れます災害に関する業務より、イベント関連に費やした時間外の方が多いという御指摘についてお答えします。

この数値につきましては、昨年12月の補正予算の説明のための全員協議会の折に提出した資料をもとに、単純に1人平均を算出された時間外であります。実際には、豪雨災害に係ります災害復旧の担当者は、当該災害に係る時間外を、7月からことしの2月まで累計で200時間を超える勤務を行っている。こうした時間外勤務は、国・県等の災害認定のために、期間内にどうしてもつくらなくてはならない積算や設計業務などであります。

このように、担当する職務によりまして時間外の内容はさまざまであります。

建設部門の当初予算のベースにおいては、他の部門と違い、災害を想定した積算も若干入っております。

そこで、ただ単純に比較したという部分につきましては、一概にはイベントの方が高いということとは言えないと、こんなふうに思っております。

ここで、きょう皆様方に配付しました資料を見ていただきたいと思ひます。

定例会資料その2と。その1ページをお願いしたいと思ひます。

平成22年度のイベントに関します時間外勤務の実績であります。大きなイベントが6事業であります。実施日も書いてあると思ひます。合計欄を見ていただきますと、延べで284人の職員が携わりまして、総時間数が2,944時間、平均しますと、1人当たり10.4時間の時間外勤務となります。それに対します代休処理ですけれども、221人が237日間の代休をとっております。

て、これはちょっと時間には換算してないんですけども、代休の時間を換算しますと1,836時間となります。その差の1,108時間が時間外勤務手当を支給した時間となります。その部門別のものにつきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、当初予算ベースで平成22年度に1人当たり26万2,000円、23年度が30万5,000円、年間で554万の増加でありますけれども、この554万円増加しましたのは、今年度、県議会議員選挙と町長・議員同時選挙、あと農業委員会委員の選挙の手当分でありまして、例年並みのベースかと、こんなことを思っております。

次に、労務管理についてお答えしたいと思います。

通常、時間外勤務の命令でございますが、所属所長、課長でありますけれども、課長が災害時、ささゆり祭りや夏祭りなどのイベント、行事、税務課では、確定申告のときに係ります書類の作成を決められた期間内に処理するために本来の業務の延長で行う業務、選挙での不在者投票事務など、理由はさまざまでございます。

要するに、課長が課内の職員に職務命令として、通常決められた勤務時間を延長して、または、休日に業務を命令するものが時間外勤務命令でございます。したがって、人事を担当しています総務部の方としましては、この課長からの命令が事前に職務命令としてされていたのか、または、だらだらと職員自身の判断でやった業務で、事後承認ではないかということをチェックすることが使命であると考えております。

もちろん時間外勤務命令は、職員の健康上からも、人件費の増加という観点からも、できるだけ抑制することが望ましいですし、そのため各課において月40時間を超える時間外勤務が予想されます職員が出る場合には、その課長が理由を副町長に報告し、副町長の決裁を受けることが必要となります。時間外抑制のため、毎週水曜日のノー残業デーの実施、1人の人に残業が偏らない、効率的な業務の推進を目指しています。例えば、税務課の確定申告、今でございますけれども、平成21年度に創設しました職員事務援助制度、これは繁忙期に課を超えて職員の応援ができる態勢づくりとして対処しています。具体的には、総務部門で税務事務経験のある職員、企画課と総務課とまちづくり課ですけれども、この申告期間、2月7日から3月15日まで、申告期間ですけれども、その間に3名が延べ21日間事務援助をしまして、手薄になっております税務課での窓口対応や税務相談の業務を行ってきております。

また、時間外勤務の当初予算作成には、過大な見積もりは避けまして、適正な額を計上しております。今年度につきましては、想定外の豪雨災害や、豊かな海づくり大会のイベントなどもありまして、例年にない部分で時間外勤務が増加してまいりました。これらの職員につきましては、一番身近にいます課長が、公務上必要と判断し、職務命令として行ったものであります。御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

[ 2 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君、再質問ありましたらお願いします。

2 番（安藤博通君）

じゃあちょっと前後は逆になるかもしれませんが、山田部長に、資料をもとにしてちょっとお聞きします。

この資料の上の民生部、みたけの森ささゆり祭り、民生部のところをごらんいただきますと、人数が23人の方が出られておるわけなんです。それで、一番右側の代休取得日が24日になっていますが、これは1人の方が二日、三日続けて出られたと、こういうふうには理解すればよろしいですか。そういう中でやったと。もちろん、代休管理とかその辺についてはやってみえるということは前提でお聞きしていますし、それから、当然、労務管理というのは大切だということとは御承知おきのことだということを前提でお聞きしておりますが、そのあたりはどうなんですか。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

1 番の、みたけの森ささゆり祭りだとか、よってりゃあみたけといったものにつきましては、全町的に職員が応援しまして行ってきております。そうした中で、例えば民生部23人がみたけの森ささゆり祭りに参加しまして、代休は21人と。2人については基本的には1週間以内に代休はとるということになっていまして、その間にとれなかったということで、2人の方については代休が処理できなかつた、ということと理解いただきたいと思います。

[ 2 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2 番（安藤博通君）

そうすると、開催日が6月13日と、こういう単日になっていますね。単日で23人の者が出て、これ単日じゃなくて、期間を書きいただければこういう質問はしないですが、単日になっておると、これは非常に不自然な数字ですね、これは。だから、もう少し資料としてもきちっとした資料を出していただきたい。この件は、もう答えは結構です。多分そういうことでしょうか、資料をお願いしたいということだけお願いしておきます。

それからもう一つ、ついでに資料に基づきますと、一番下の数字ですね、私も時間がなかったので、あまりよく見てなくて、また後ほどきちっとした答えをお聞きしたいと思っています

が、人数が、先ほどおっしゃったように284人、人数の代休取得者が221人と。日数にして237日ということになっていますが、これを差し引きをしますと、時間数にすると1,063人の方が時間外で対応されたと、こういうことになりますよね。その方の時間外が1時間7.5時間というふうに計算すると1,166時間ということになるんじゃないかなあというふうに思います。63人の方が、果たして1,166時間、これは多いか、少ないか。そこら辺は管理されたかどうかという問題は、今いただいたばかりですから、質問の内容があまり整理されていませんので、間違ったら失礼いたします。そうしますと、1,166時間の者が約300万、63人の方で300万の出費になったと。まあ、それはそれでいいんですが。そうしますと、これは基本部分というものを含めての問題だと思しますので、いただいた、この間の基本部分というのは、月にどのぐらいのものを予定されているのか、先ほど言いましたように、30万とか二十何万という問題もありますが、そういうものを含めて、基本時間よりも異常にオーバーしていくというのは、やはり管理する側としては気をつけないといけないということじゃないかなあという思いで質問をさせていただきました

先ほど、山田部長ともすれ違いましたら、まあ、あとちょっとですわとって、あんまりここでいじめちゃいけませんので、質問はこの辺で打ち切っておこうと思いますが、そういう懸念があるというような段階ですので、私もきちっと確証を持って物をしゃべっておるわけじゃありませんのでお答えは結構ですが、そういう懸念がそういうところへ出てくるという問題がある。これは、よくよく労務管理というのはここの中の士気の問題、それから、やったことに対する評価の問題、いろいろな問題があると思しますので、ぜひ、きちっとした労務管理をお願いしたいと。

続いて、副町長にお聞きしますが、先ほどお聞きした中で、ちょっとお答えになっていない部分がありましたので、そこら辺のお考えはどういうふうにお考えかということ。要は、私が申し上げたのは、事務次官的な考え方、国政で言えば事務次官のような、行政職のトップであるのか、または政治家として自分は立たれておるのかと、その立ち位置のことをどうお考えになるかと、これをお聞きしたわけですが、そのところをちょっとお答え願いたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

竹内副町長。

**副町長（竹内正康君）**

国における事務次官は行政職であります。私は副町長として議会で承認されたと同時に町職員は退職しております。行政のトップというわけではございません。いわゆる特別職でございますので、町長と同じ立場であるということでもありますので、よろしく願いをいたします。

[ 2 番議員挙手 ]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2 番（安藤博通君）

そうすると、行政職のトップという考え方はないということでございますから、そうすると我々が、私だけかもしれませんが、あなたを推薦したときには、ある意味では行政職のトップで補佐していただくと。今までの経験の中から補佐していくということになると、少し意味合いが違ってきますので、これはそういうことに返って指導、その辺のことはそうあるのかということ、果たして議会の承認でいいのかという問題も今回考え直さなきゃならんというふうに思いますので、そのところを、例えば議会の皆がこれは違うぞということになれば、副町長さん、違うんじゃないですかということもこれから議題に上がってくるということになると。そういうことを踏まえて、この短期間であります、2万人の町の住民の直接の選択ではなくて、議会の間接的な議会の承認を得て受けた人が、この間というのは、先ほどもおっしゃっていたように、制度的にありますというのは突発事項ということであるということだと思いますが、この空白期間というのは、恣意的につくられたものを埋めるべく、異常事態の中で指揮をとるわけなんです。ですから、先ほどからくどくどと覚悟のほどを聞いておりますが、そういう視点について、もう一度聞きたい。というのは、新聞紙上等々で、副町長、私どもはそんなふうには思っておりませんが、かなり新聞の中では不信感を抱いて、本人じゃなくて、そういう風評もあるだろうと思いますが、まあ、たたかれておるわけなんです、普通なら、昔ならばここまで言われると、武士がこれだけ屈辱を受ければ、相手の門前で腹切って、はらわたを投げ捨てて憤死するか、または、はたまた何を言っておると、おれは自信満々やぞと、おれの実力を知らんかと言ってやられるんだったら、仮の責任者ではなくて、絶好の機会ですから、あなたの人柄なら我々ももろ手を挙げて賛成して、仲間を挙げて応援しますので、いっそ町長選挙に立候補なさったらどうかなあというふうに思います、この辺は覚悟のほどをよく考えて、今の置かれた立場を考えて、お答えを願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木元八君）

その件につきましては、ちょっと論外と言えはおかしいですけれども、今の御意見につきましては、行政法上の問題とか、それから地方自治の問題等々絡んでおりますので、議会は議会として、町執行部は執行部として、この町長不在の期間、代表権を持った助役、いわゆる副町長がどうされるかといういことについては、双方で勉強し、前進をしなければと思いますので、安藤議員にもそのトップに立っていただいて、研さんをしていただきたい。

山田総務部長から、先ほど挙手の申し出がありましたので、これを許します。

山田総務部長。

**総務部長（山田儀雄君）**

先ほど資料の説明をさせていただきましたけど、もう一度お聞き願いたいと思います。

もう少し詳しく説明申し上げます。

イベント名、例えば、みたけの森ささゆり祭りが6月13日に開催されましたということでやっていますが、この日にかかった、例えば総務部が45人、これではありません。それにかかる準備期間も含めまして、後片づけもあるでしょうし、これは開催日、あくまで開催日ということで。例えば、よつてりゃあみたけですと、既に5月ごろから担当者は準備に入っています。そうしたことで、そういうとらえ方をさせていただきたいと思います。

それと、時間外勤務のところ、人数というのは職員が何人携わったかということですが、時間も、時間数につきましては、当日だけの職員も、ずうっと担当で積み上げてきた職員も入っています、延べの時間数となっています。それを1時間当たりで割ってございます。

先ほど、一番下の合計の欄の代休の日数のところですが、237日とったと、これで、実はこれを時間に直すのは1日の勤務が7時間45分ですので、これに7.75を掛けますと代休処理をした時間が出てくるということで、そうしますと1,836時間と、こういうことになりました、実際の支給した時間につきましては1,108時間が手当として支給したものと、こういうことで御理解を願いたいと思います。

[2番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

ありがとうございました。

山田部長の言われた、ほぼニアの数字を先ほど言ったように思うわけですが、私は7.5時間で計算しましたので、若干違いがあったというように思いますが、いずれにしても労務管理はよろしくをお願いします。

それから、副町長の件は、何ら法的には触れるものではありませんので、議長指摘のとおり余分なことを申し上げたかもしれませんが、一つの意見としてお聞きしておいていただければ結構かなと、このように思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

---

**散会の宣告**

**議長（鈴木元八君）**

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

次の本会議は、あす11日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

なお、この後1時50分より総務建設産業常任委員会が行われますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

また、総務建設産業常任委員会会議終了後、第1委員会室で全員協議会を行います。その後、第2委員会室で議会運営委員会を行いますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会をいたします。お疲れさんでした。

午後1時42分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員